

農林水産委員会議録 第七号

（刷換分）

平成四年四月十五日(水曜日)

午前十時開議

出席委員

委員長

高村 正彦君

理事 金子徳之介君

理事 篠原 進君

理事 前島 秀行君

理事 赤城 德彦君

内海 英男君

金子原二郎君

北川 正恭君

鈴木 俊一君

鳩山由紀夫君

松岡 利勝君

宮里 松正君

山口 俊一君

佐々木秀典君

田中 恒利君

鉢呂 吉雄君

西中 清君

小平 忠正君

山口 俊一君

北川 正恭君

竹内 竹内君

堀込 城田君

柳沢 志賀君

星野 伯夫君

三ツ林弥太郎君

阿部 昭吾君

本日の会議に付した案件

獣医師法の一部を改正する法律案(内閣提出第四四号)

家畜改良繁殖法の一部を改正する法律案(内閣提出第四五六号)

提出第四六六号)

委員外の出席者

文部省高等教育部門教育課長 若林 元君

(東京大学農学部教授) 参考人 竹内 啓君

参考人 長岡 正二君

参考人 森田 彰君

参考人 黒木 敏郎君

参考人 森田 彰君

○高村委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、獣医師法の一部を改正する法律案、

獣医療法案及び家畜改良繁殖法の一部を改正する法律案の各案を一括して議題とし、審査を進めます。

本日は、各案審査のため、参考人として東京大学農学部教授竹内啓君、社団法人家畜改良事業団理事長岡正二君、北海道農業共済組合連合会参考人森田彰君、以上三名の方に御出席をいただき、御意見を承ることにいたします。

この際、参考人各位に一言ございさつを申し上げます。

参考人各位におかれましては、それぞれお立場から忌憚のない御意見をお聞かせいただき、審査の参考にいたしたいと存じます。

本日は、御多用中のところ本委員会に御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。参考人各位におかれましては、それぞれのお立場から忌憚のない御意見をお聞かせいただき、審査の参考にいたしたいと存じます。

次に、議事の順序について申し上げます。竹内参考人、長岡参考人、森田参考人の順に、お一人十分程度御意見をお述べいただき、その後、委員の質疑に対してお答えをいただきたいと存じます。

なお、念のために申し上げますが、発言の際は委員長の許可を得ることになつておりますので、御了承願います。また、参考人は委員に対しても質疑することができないことになつておりますので、あらかじめ御承知おきいただきたいと存じます。

参考人、長岡参考人、森田参考人の順に、お一人

十分程度御意見をお述べいただき、その後、委員の質疑に対してお答えをいただきたいと存じます。

本來の獣医師の昔々の職業の範囲というものは、恐らくは家畜の診療ということにつながります。すけれども、そういうものがどんどんと発達するにつれまして、それに関連して伸びてきた高度の技術あるいは知識、そういうものがいろいろなところでお役立てるところがあります。そこで利用できるといふことはあります。しかし、それに対する御承認のようになります。大学の教育もやはりそれに対応したところです。

本日は、このような席にお呼びいただきまして、発言の機会をお与えいただきましたことをお礼申し上げます。

獣医業と私自身のかかわり合いを最初にごく簡

單にお話したいと思います。

私は、本業は大学で獣医学、特に臨床獣医学の教育にタッチしておりますが、そういう現場であります家畜病院長をも兼任しております。そういうわけで臨床教育にどっぷりつかっているというところかと思います。それから、農水省に関しましては、獣医師免許審議会の委員として、例えば國家試験を実施するとかそういうことのお手伝いをしております。さらに、日本獣医師会の学術担当理事といたしまして、獣医師の学術活動あるいは本後研修などのお手伝いもしております。このような活動を通じまして日々感じております幾つかの問題点がございますが、そういうものと、今回の法改正あるいは新法の制定とかわり合う部分について、その幾つかを取り上げて若干の私見を述べさせていただきたいと思います。

まず、今回の獣医師法の改訂の中に、獣医師の非常に多面的な職業分野というものが任務として明記されておりますが、これは獣医師の仕事の現状を考えますと、大変適切なことじゃないかと考ええております。

私は、本業は大学で獣医学、特に臨床獣医学の教育にタッチしておりますが、そういう現場であります家畜病院長をも兼任しております。そういうわけで臨床教育にどっぷりつかっているというところかと思います。それから、農水省に関しましては、獣医師免許審議会の委員として、例えば國家試験を実施するとかそういうことのお手伝いをしております。さらに、日本獣医師会の学術担当理事といたしまして、獣医師の学術活動あるいは本後研修などのお手伝いもしております。このような活動を通じまして日々感じております幾つかの問題点がございますが、そういうものと、今回の法改正あるいは新法の制定とかわり合う部分について、その幾つかを取り上げて若干の私見を述べさせていただきたいと思います。

まず、今回の獣医師法の改訂の中に、獣医師の非常に多面的な職業分野というものが任務として明記されておりますが、これは獣医師の仕事の現状を考えますと、大変適切なことじゃないかと考ええております。

本來の獣医師の昔々の職業の範囲というものは、恐らくは家畜の診療ということがあります。すけれども、そういうものがどんどんと発達するにつれまして、それに関連して伸びてきた高度の技術あるいは知識、そういうものがいろいろなところでお役立てるところがあります。そこで利用できるといふことはあります。しかし、それに対する御承認のようになります。大学の教育もやはりそれに対応したところです。

本日は、このような席にお呼びいただきまして、発言の機会をお与えいただきましたことをお礼申し上げます。

獣医業と私自身のかかわり合いを最初にごく簡

は、現在あるいはこれから動物医業をにらんでの適切な表現といいますか、規定ではないかというふうに考えております。

また、この同じ項目の中に、動物の保健衛生の向上ということが仕事として取り上げられておりますが、このこともいろいろ観点から大変含みのあるものではないかというふうに考えます。

例えば、御承知のように、産業動物の分野で働く獣医師の数が大変不足しております。そちらに行く人が少ないのであります。そういう理由いろいろござりますけれども、その理由の一つは、やはり技術者として産業動物獣医師が十分に満足できないという部分がかなり大きいんじゃないかな。

教育に携わる人間としてはそういうように考えております。

例えば、個々の動物を診て病気を治していくということは、これはもちろん大事ではございますが、産業動物の経済性というものを考えますと、やはりその原因をはつきりと分析、解析してそれに対する対策を立て、そして飼養管理の面からもこれを指導して未然に病気を防ぐ、あるいは軽い状態でそれを処置するということが基本ではないかと思います。そのためには、非常に高度の知識あるいは技術というものが必要でございまして、そういうものを教育で受けたそれを十分に使えるということが、産業動物に働く獣医師のやる気を起こさせるといいますか、あるいはそこ魅力を感じさせるという意味でも大変効果があるのではないかというふうに考えておりますし、そういう意味で私はここに注目をしております。

さらに、少し見方をえますと、近年この獣医師が世の中の動物愛護にかなりかかわり合っておりまして、動物の飢え、渴き、そういう

格合として、動物の飢え、渴き、そういうあります。その声明によりますと、結局獣医師の

ものを救う、あるいは痛み、悩み、そういうものから動物を救う、あるいは恐怖、不安から救う、さらには病気、けがから救う、そして動物の本來の行動様式を十分考へた飼い方をさせるように

する、こういうことであろうと言われております。そういうことを考へますと、これはまさに動物の保健衛生の向上と言った一言で集約される部分でもござりますので、そういうふうに、生産性はもちろんのこと、そうではないような精神的な動物の効用のよくなものまでこの一言というのが非常に広く含んでいるのではないかと思いまして、この点に私は大変関心を持っております。

さて、少し話題を変えまして、獣医師の卒後研修について触れたいと思います。

御承知のように、六年制の教育が行われるようになりますて、先ほど申しましたような社会の多様なニーズに合う獣医師を十分世の中に送り出せるようになりました。教育の現場にいる人間としては大変これはやりがいのあることでございまして、この獣医業の中には大学における学生の教育だけでは必ずしも世の中すぐに役立つ、世の中に信頼される獣医師は送り出せない分野もございます。その一つが、私は臨床獣医師であろうと思います。これは人の財産を扱うわけでございませんし、失敗は許されません。そうすると、そこまでの段階まで免許証を持つてない学生に大学で完全な教育をするということは無理でござりますので、どうしても免許証を取った後の卒後研修というものが必要でござります。これは六年制教育あるいはそれ以上の教育を昔から実施しております諸外国におきましては、ほとんどの国で何らかの形の卒後研修があるということからもわかりいただけると思います。

そこで、私どもの日本の全獣医学大学の臨床関係の教官が集まる会議がございますが、そこでもできるだけ早いうちからこの卒後研修制度を大学の家畜病院でやる必要があるという討議をしておりまして、文部省にもその報告書は行つております。

一方、動物なんだから、その免許証を取る前もそういう動物を使つて教育ができるのではないかという話がござりますけれども、現在の動物愛護の風潮が非常に強い段階では、実習用にたくさん

の動物をあやめて教育を行つということは基本的にはできません。そういう意味でも卒後研修は非常に必要だと思いますので、今回卒後研修が努力目標とはいいながらこの獣医師法の改正の際につくられたということは大変結構なことではないか、教育がこれまでまた一段と充実するのではないかと考えております。

それから次に、外国人の獣医師の問題でございますが、近年外国の獣医学大学卒業者の留学生もふえてまいりまして、外国の獣医学大学を卒業した後で日本の国家試験を受けたいという人が出てまいります。こういう人たちに対しては、従来から獣医師免許審議会で審議いたしまして、日本の大学を卒業した人と同等以上の学力を有する方は国家試験の免許資格を与えています。しかし、近年いろいろな国からそういう獣医師がやってまいりますと、その単位の算定方法であるとか修学年限であるとか多種多彩でございまして、どうしても判定がうまくできない、ボーダーラインのところにある人が決して少なくございません。そういうところに対してもう判定するかという場合に、国際化の一つの原則でございますが、公平さというものがござります。そういう意味では、公平にそういうものを判定しようという方法を私も獣医師免許審議会でも摸索していったわけでござりますけれども、この一つの方法として予備試験というものが行われる。それも、免許審議会でそれを受ける資格があるかどうかを審議した上で資格があると認めた者には受けさせて、その

最後に、こういう高度の医療を社会が要求しているわけでございますが、その場合の施設基準の話をしたいと思います。

やはり高度医療を社会に提供するためにはミニマム、施設の基準というものをはつきりさせておくことも大事かと思います。このことが今度の獣医療法の中で決められておりますが、特に私注目したいのは、この中でエックス線の診断装置の取扱基準というものが省令で定められるという部分でございます。大学におきましては、現在どこの大学でも獣医放射線学の講義、実習をやつております。これは人間とは違う部分がたくさんございまして、動物特有の部分があります。そういうものを十分教育して世の中に出しているのでございますが、御承知かと思いませんけれども、診療獣医師の大半を占めます個人診療をやっている方々がエックス線を扱う場合、扱う率が非常に多いわけだと思いますけれども、そういう方々に対しても適正な規制をする法律というものがございません。これだけ教育をして技術者として出しておきながら、その方々に対する法規制がないということは大変おかしなことだと思っておりました。今回の新法の制定を機にそういうことがはつきりしてくるということは大変結構なことでございまして、世の中に信頼される獣医師あるいは獣医業として放射線が十分に利用され、そして我々の社会へのサービスの質、そしてそれにに対する評価が上がるという意味では大変ぐあいのいい法律の改正ではないかというふうに考えております。

以上、簡単ではございますが、私見述べさせていただきました。ありがとうございました。

（拍手）

○高村委員長 ありがとうございました。

○長岡参考人 ありがとうございます。御指名いただきましたので、牛の体外受精技術につきましてお話をさせたいだきました。

次に、長岡参考人にお願いいたします。

術発達史上における体外受精の歴史的位置づけについてでございます。二つ目は、牛の体外受精技術の持つ技術的特性についてでございます。三つ目は、この技術の普及上の課題とでもいうべき事柄についてお話をさせていただきます。

まず最初に、牛の繁殖技術発達史上における体外受精技術の歴史的位置づけについて申し上げます。

御承知かと思いますが、昭和二十五年、国は家畜の改良増殖を促進するため、本国会で審議されます家畜改良増殖法、これを制定いたしました。このことによつて、家畜人工授精技術に関する規定が整備されました。同時に、国は人工授精の組織的な普及に入りました。液状精液が始まりました。人工授精の分野ではその後大きな技術開発がございまして、その成果といつしまして凍結精液技術が利用可能な段階に達しました。そこで、国は昭和三十六年、凍結精液技術の発達に即しまして家畜改良増殖法の改正を行いましたことは、御案内のとおりでございます。その後おおむね十年を経まして、我が国の乳牛ではほとんど液状精液から凍結精液に変わるというふうな普及をいたしました。

他方、受精卵移植技術は、昭和三十九年、畜産試験場におきまして初の子牛が誕生するという成績がございました。以来、研究が精力的に進められましたが、なかなか実用化の兆しが見えてまいりましたが、なかなか実用化の兆しが見えてまいりましたけれども、國の種畜牧場において実用化の技術の開発がございまして、これを契機といたしまして、受精卵移植は急速に普及の兆しが出てまいりました。そこで、国は昭和五十八年、受精卵移植技術の発達に即しまして家畜改良増殖法の改正を行いました。したがいまして、現在受精卵移植技術は全国各地の農村で大変積極的な利用が行われております。

このようないくつかの状況の中で、体外受精技術が畜産試験場において開発されました。これは種畜牧場の協力によりまして昭和六十年、世界初の子牛が誕生するという歴史的な快挙がございました。こ

のような家畜繁殖技術は、その発達の過程で常に重要な基本技術を取り入れながら次代技術へと引き継いでまいりました。受精卵移植技術が人工授精とは比べ物にならない重要な基本技術として取り入れましたのは、徹底した無菌操作の技術でございます。この無菌操作の技術は、さらに徹底した形で体外受精技術に引き継がれております。

体外受精技術が人工授精や受精卵移植技術のように今までの先行技術にはない技術として、しかも重要な基本技術として取り入れましたのは細胞培養の技術でございます。我々獣医、畜産の分野におきまして、培養といいますと、細菌だとウイルスだとがバクテリアにおおよそ限られておつたと思います。それが言い過ぎでございますれば、少なくとも現地、農村、農家の段階まで届く技術としては、細胞を培養するということはかつてなかったわけでございますが、この体外受精は細胞培養の技術をベースとして実用化の域に達したものでございます。この技術は、クローニングなど遺伝子組みかえのようないわゆるニューバイオテクノロジーと呼ばれる技術の基本技術となるものでございます。

このように見てまいりますと、体外受精技術は、先行する繁殖技術の歴史的な蓄積の上に成り立つておる。あるいは、人工授精でござりますが、液状から凍結精液に進み、受精卵移植がまた出てき、それが体外受精へと発展してきた、ここまで技術発展の経過を見ますと、一つの究極の技術といいますか、一つの大きな集成の技術であります。したがいまして、肉牛資源拡大の観点に立ちますと、乳牛の腹を借り腹とします限り、いわゆる体内受精卵に比べますとかなり大量な受精卵をつくることができるだろうというふうに思います。したがいまして、肉牛資源拡大の観点に立ちますと、乳牛の腹を借り腹とします限り、かなり効果的な資源拡大の道が開けてくるのではないかというふうに思います。

それから二つ目は、屠体卵巣を使いますために、いわゆる体内受精卵に比べますとかなり大量な受精卵をつくることができるだろうというふうに思います。したがいまして、肉牛だけではなくて乳牛についても、いわゆる功労牛と申しますか、呼ばれるような名牛が不幸にして事故死するというふうなケースがございますが、それらにつきましても、卵巣から体外受精卵をつくることによって貴重な子孫を残すことができるというこ

とでございます。

重要な基本技術を取り入れながら次代技術へと引き継いでまいりました。受精卵移植技術が人工授精とは比べ物にならない重要な基本技術として取り入れましたのは、徹底した無菌操作の技術でございます。この無菌操作の技術は、さらに徹底した形で体外受精技術に引き継がれております。

一つ目は、いわゆる肉質が明らかになつた雌牛の卵巣から受精卵をつくる、ひいてはいわゆる子牛を生産するということでございます。この機能は、肉牛の肉質の改良面で極めて大きな役割を果たすだろとういうふうに考えております。と申しますのは、乳牛については、少なくとも後継牛をつくる雌牛は、みずから的能力が擁護することによってわかるわけでございますが、肉牛においてはみずから肉質がわからないまま子牛を生産する、そう申し上げますと、そうは言つたって、血統でおよその判断はつくのだろう、名牛と言われるものがおるだろう、まさにそのとおりでございますが、少なくともみずから肉質はわからない、死ななければわからない、死んだときには老齢牛であるから肉質の正当な評価はできないといふことでございますが、この技術をもつてすれば、肉質の明らかな雌牛から子供をつくることができる。これは肉牛の改良上極めて画期的な技術を導入することができるということにならうかと思います。

それから二つ目は、屠体卵巣を使いますために、いわゆる体内受精卵に比べますとかなり大量な受精卵をつくることができるだろうというふうに思います。したがいまして、肉牛資源拡大の観点に立ちますと、乳牛の腹を借り腹とします限り、かなり効果的な資源拡大の道が開けてくるのではないかというふうに思います。

それから三つ目でございますが、肉牛だけではなくて乳牛についても、いわゆる功労牛と申しますか、呼ばれるような名牛が不幸にして事故死するというふうなケースがございますが、それらにつきましても、卵巣から体外受精卵をつくることによって貴重な子孫を残すことができるというこ

とでございます。

四つ目は、申し上げましたように、いわゆる今後期待されるニューバイオテクノロジーの基本技術として大きな役割を果たしていくことになるであろうというふうに思います。

次に、第三のテーマであります技術普及上の課題について申し上げます。

この技術のかぎを握る要素は、体外受精卵をつくる技術と移植する技術、さらに牛を飼ういわゆる牛の飼養管理技術の三つに分けることができる

と思います。

が、これは開発当初に比べますと格段の進歩をいたしました。開発された昭和六十年当初の技術は、いわゆる受精卵の細胞が二つ、四つ、八つ、十六、三十二、六十四、百二十八と分割してまいりますが、それから先はなかなか体外では発生しないとされ、それで辛うじて受精卵ができる上がる。しかしそれもわずかに3%にすぎないというふうなウサギ卵管を使うという方法がとられておりましたが、いわゆるウサギ卵管への仮移植でございまして、それから先はなかなか体外では発生しないとされ、それで辛うじて受精卵ができる上がる。しかし、それがなぜかに3%にすぎないというふうな状況でございましたが、急速に技術の開発が進みますと、完全に体外で培養することができますし、その発生率も辛うじて20%まで持つてまいりますので、大変高度な厄介な技術であることに変わりはありません。しかし、そうは言ひながら、また片方では大変高い成果を上げておるところができたというのが昨今の技術的な水準でございます。

しかし、そうは言ひながら、開発間もない技術でござりますが、それから先はなかなか体外では発生しないとされ、それで辛うじて受精卵ができる上がる。しかし、それがなぜかに3%にすぎないというふうな状況でございましたが、急速に技術の開発が進みますと、完全に体外で培養することができますし、その発生率も辛うじて20%まで持つてまいりますので、大変高度な厄介な技術であることに変わりはありません。しかし、そうは言ひながら、また片方では大変高い成果を上げておるところができたというのが昨今の技術的な水準でございます。

それから、体外受精卵を移植する技術についてでございますが、これは先行技術であります体内受精卵、これを移植できる人工授精師あるいは獣医師の方々であれば十分に使いこなすことができるものでございます。

それから、体外受精卵を移植する技術についてでございますが、これは先行技術であります体内受精卵、これを移植できる人工授精師あるいは獣医師の方々であれば十分に使いこなすことができるものでございます。

それから、体外受精卵を移植する技術についてでございますが、これは先行技術であります体内受精卵、これを移植できる人工授精師あるいは獣医師の方々であれば十分に使いこなすことができるものでございます。

うふうに判断してよろしいかと思います。

次に、体外受精卵を移植する牛の発情発見を含む飼養管理技術でござりますが、これは体内受精卵も含めまして、生理的により良好な管理に置かなければならぬということは論をまつまでもございませんので、これは、あわせて今後、農家ともども勉強しながら啓發していかなければならぬテーマだらうというふうに思います。

このように、良質な受精卵をつくる技術者、あるいは移植するすぐれた技術者、牛を飼うすぐれた飼養管理技術のこれらが三位一体となりまして、この体外受精技術は我が国の牛の改良増殖に大きく貢献するものと期待をいたしております。

最後になりますが、受精卵移植は昭和五十八年の家畜改良増殖法の改正以来、生産者からの要望も高まりまして、全国各地で着実に普及をいたしております。これによつて、乳用牛あるいは肉用牛の改良増殖に大きく貢献をしつつあります。この新しい技術であります体外受精卵移植技術につきましても、体外受精卵の生産に取り組む機関が望む農家の声も次第に高まってまいております。したがいまして、今回家畜改良増殖法が改正されまして、体外受精卵移植の方法等について一定の方向づけをしていただきますならば、農家も安心して体外受精卵を利用することができますし、また体外受精卵の流通も円滑に行われようになるでございましょう。したがいまして、この技術の普及に大きくこの法改正が貢献するだらうと、以上、甚だ雑駁でございますが、私の説明とさせていただきます。大変失礼いたしました。(拍手)

○高村委員長 ありがとうございました。

次に、森田参考人にお願いいたします。

○森田参考人 ただいま御指名いただきました北海道農業共済組合連合会参考事の森田彰でございました。

このたびは、当委員会で獣医師法の改正並びに獣医療法の審議に当たりまして、参考人の一人として意見を述べさせていただく機会を与えられましたことを大変光榮に存じてございます。

まず、北海道における産業動物診療の実態を申し上げ、産業動物獣医師の実情を御理解いただきたいと存じます。

北海道の家畜診療は、主として私ども農業共済

団体の家畜診療所が担当してございます。当然開業者の方々も活躍していらっしゃいますが、共済

団体のシェアが大体九五%近くを占めておりますので、共済団体の家畜診療所を中心にしてさせて

いただきたいたいと存じます。

北海道には農業共済組合が三十二組合ございまして、一支部一組合のところもありますし、また二支厅にまたがつておる

りまして、地域組合もあります。それぞれの組合が直営診療所を持っておりまして、家畜診療所の数は百三十二カ所、七百七十五名の獣医さんが所属しております。広域合併が進みまして、一支部一組合のところもありますし、また二支厅にまたがつておる

りまして、地域組合があります。それぞれの組合が直営診療所を持つておりまして、家畜診療所の数は百三十二カ所、七百七十五名の獣医さんが所属しております。ただ、実際に診療の現場で活躍していらっしゃる方は七百名前後だと思います。家畜共済加入畜百二十三万頭の診療に当たりまして日夜頑張っている次第でござります。

診療所の業務は、家畜共済加入畜、乳牛八十七万七千頭、肉用牛二十万頭、馬三万三千頭、豚は肉豚を含め十二万頭、合計百二十三万頭の診療を中心に行つておられます。ただ、実際には、江別市、函館市、七北二十三万頭の診療に当たりまして日夜頑張っている次第でござります。

そのほかの業務としましては、病気による損害を最小限にとどめるための事故拡大防止や病気の発生を未然に防止するなどの損害防止事業にも積極的に取り組み、群及び農家単位の集団予防衛生、管理指導に力を入れております。また、家畜の改良増殖、受胎率向上のための家畜人工授精業

務も担当しているほか、家畜伝染病予防などの防疫事業や地域の畜産諸施策への参加協力など、広範囲にわたりまして畜産業の中核となり、地域

の畜産の振興にあるいは生産性の向上に寄与しております。その経済効果は多大なものがあり、農家経営の安定向上に大きく貢献しつつ酪農、畜産農家とともに歩んできました。

近時、家畜の飼養規模頭数の増加、それに伴う飼養管理の省力化など飼養形態も変化してきております。家畜の病気も多様化、複雑化しております。獸医技術もこれにあわせまして、診断、治療技術の高度化と検査機械の進歩など大きく変わっております。これに対応すべく、我々団体では獸医師に対する研修教育に力を注いでまいりました。社會的要請にこたえ得る獸医技術の向上、レベルアップが必須の課題でもあります。このたび獸医師法の改正で、免許を受けた後も診療施設で臨床研修に努めるなど臨床研修の充実をうたつておりますが、まさに時に時宜を得たものと歓迎している次第でござります。

私ども団体におきましても、卒後の臨床教育に力を入れております。学卒採用獣医師に対し、採用後一定期間を私どもの江別市の連合会家畜臨床講習所で学校教育で不足していると思われる臨床実技を中心とした研修を行い、安心して現場で活躍できるよう教育しております。本年度は、組合等の新規採用獣医師四十二名に対し、六班に分け、一班は七名から八名の編成でそれぞれ八週間マン・ツー・マン体制で研修教育を行つております。また、既に現場に出でいらっしゃる獣医さんに対しましても、計画的に研修カリキュラムをつくり再教育を行いまして、好評を得てござります。

これらの教育は、団体でなければできない面もありますが、さらに施設、教育体制の充実を図り、獸医技術のレベルアップに資していくべきと存じておりますが、現在の教育体制の確立、さらには施設、検査診療器具の充実を図つていくに効果があると思います。幸い国では、無獣医地帯の機会に、先生方の御理解を得て助成等何らかの措置をお願い申し上げたいと存じます。

次に、獣医療法に関する基本方針を定めることは、獣医療法のため基本方針を定めることとは、

産業動物診療のビジョンを描くものであり、診療体制のあり方、施設の計画的な強化、獣医師の確

保対策など国、都道府県、関係機関、開業者など一体となつて協議、支援し合うもので、大いに期待しているところでございます。

北海道は幸い家畜の資源に恵まれ、大方の家畜農家とともに歩んできました。

診療所の経営は安定しておりますが、診療所をより健全的に経営していくためには、獣医師の待遇改善を図り、獣医師を確保することが大きな課題です。同時に、それに対する収入財源の確保が大

切だと思います。家畜の診療は、御承知のように往診が主体でございまして、宅診はほとんどございません。したがつて、非常に診療効率が悪く、一日の診療頭数にも限界がござります。したがって、診療收入の方もおのずと限られてくるわけではありません。

診療所の経営の要因に、家畜の資源の分布状況と地理的条件がござります。家畜の過疎希薄地帯や都市近郊などの家畜の飼養農家が分散され、往診に非常に時間がかかるなど診療効率の悪いところは診療所経営も大変でございます。やはり診療所経営には、一定の資源頭数と条件がよくなければ容易でありません。このような地域は、家畜保健衛生所、農業共済組合など獣医療に関連する施設相互の機能及び業務の連携を図ることが極めて有効であると思います。幸い国では、無獣医地帯の機会に、先生方の御理解を得て助成等何らかの措置をお願い申し上げたいと存じます。

酪農経営をめぐる状況が非常に厳しくなっています。今日、安易な農家負担の増加は慎まなければ

りません。共済としまして、診療所経営の安定化を図るため、今までに診療所の統廃合、業務の見直し、診療行為の工夫など、企業努力で吸収していました。そのような中で、診療所の整備、施設の充実を図り、職場環境の改善に努力し、労働の均てん化、休日の確保、待遇改善、研修教育の充実など獣医師の確保と定着に努めています。本日、このような機会を与えて大変感謝しているところですが、この機会に先生方にお願いがございます。

我が国は畜産も農業生産額十一兆円の三割近くを占め、重要な基幹部門へと成長してきました。特に北海道では、畜産のウエートが四割強を占めるに至っています。ここに至る間、我々獣医関係者の果たしてきた役割は大きなものがあつたと自負しているところでございます。今後、産業動物臨床獣医師確保のため、また現場で活躍している我々獣医師仲間が安心して働きますよう、将来の希望の持てる農政の確立を農家とともに期待してございます。

○高村委員長 ありがとうございます。

以上で参考人の意見の開陳は終わりました。

○高村委員長 これより参考人に対する質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。篠瀬進君。

○篠瀬委員 きょうはお三人の参考人の先生方、本当に御苦労さまでございます。また、時間が大変短いために、要点をまとめるのに大変御苦労なさったのではないかなと思いますので、どうか、これから私どもが質問をさせていただきますので、その質問に答える中で今まで言い足りなかつた部分について御存分に補足をお願いできればと

りません。共済としまして、診療所経営の安定化を図るため、今までに診療所の統廃合、業務の見直し、診療行為の工夫など、企業努力で吸収していました。そのような中で、診療所の整備、施設の充実を図り、職場環境の改善に努力し、労働の均てん化、休日の確保、待遇改善、研修教育の充実など獣医師の確保と定着に努めています。本日、このような機会を与えて大変感謝しているところですが、この機会に先生方にお願いがございます。

我が国は畜産も農業生産額十一兆円の三割近くを占め、重要な基幹部門へと成長してきました。特に北海道では、畜産のウエートが四割強を占めるに至っています。ここに至る間、我々獣医関係者の果たしてきた役割は大きなものがあつたと自負しているところでございます。今後、産業動物臨床獣医師確保のため、また現場で活躍している我々獣医師仲間が安心して働きますよう、将来の希望の持てる農政の確立を農家とともに期待してございます。

○高村委員長 ありがとうございます。

以上で参考人の意見の開陳は終わりました。

○竹内参考人 思う次第であります。まず、竹内参考人にお尋ねをさせていただきました。と思うのですが、獣医師法関係でございます。冒頭に、今回の獣医師法の改正の第一条「獣医事をつかさどること」というふうなことが明瞭に入った。それから、「動物に関する保健衛生の向上」このよだな文言が入った。これについては大変評価するところでありますというお話をございました。今やまさに動物愛護は世界の常識的なマナーでございます。そして、環境保護を中心につなぎました自然とともに生きていくという、自然と共に生をするという思想も大変普及をされているわけであります。そういう中で、まさに身近にあって自然を感じさせてくれるいわゆる小動物の国民生活において持っている意味というものは、大変高いものがあると思っております。

○竹内参考人 ありがとうございます。

このよだな小動物について、当然生き物でありますから病気になつたりするわけですが、診療室、検査室等を備えまして、来院をする治療がどんどん増加をしていくと思ひます。それから、獣医師の保健衛生指導に対する全体的な要請が当然高まつてゐるわけであります。動物は言葉が言えません。その部分を飼い主として十分にコミュニケーションができるればいいのですけれども、なかなかそれもできない。そういう指導をする上においては獣医師のアドバイスといふようなものが大変必要で、重要なところを述べてあります。そんな見地から「動物に関する保健衛生の向上」という文言がつけ加わり、さらに「獣医事をつかさどる」という大変重要な概念がきちんと規定されたということです。獣医師法も画期的な時代を迎えてきているのではないかなと思っておるわけであります。

そこで、お尋ねをいたしたいと思ひますのは、先ほど大変私どもの勉強になるお話をございました。例えば、これからはそれぞれ獣医にも予防医学的な見地が必要なのではなかろうかとか、あるいは動物愛護のリーダーとして一種の社会的な意味も担つてもらわなければならぬ、こんな御発

言がございましたが、今回法律で「動物に関する保健衛生の向上」という文言をつけ加えることにあつて、具体的にどのような影響あるいは効果がございましたが、その一つが動物の評議事をつけさせること」というふうなことが明瞭に入りました。今やまさに動物愛護は世界の常識的なマナーでございます。そして、環境保護を中心につなぎました自然とともに生きていくという、自然と共に生をするという思想も大変普及をされているわけであります。そういう中で、まさに身近にあって自然を感じさせてくれるいわゆる小動物の国民生活において持っている意味というものは、大変高いものがあると思っております。

○竹内参考人 ありがとうございます。

このよだな小動物について、当然生き物でありますから病気になつたりするわけですが、診療室、検査室等を備えまして、来院をする治療がどんどん増加をしていくと思ひます。それから、獣医師の保健衛生指導に対する全体的な要請が当然高まつてゐるわけであります。動物は言葉が言えません。その部分を飼い主として十分にコミュニケーションができるればいいのですけれども、なかなかそれもできない。そういう指導をする上においては獣医師のアドバイスといふようなものが大変必要で、重要なところを述べてあります。そんな見地から「動物に関する保健衛生の向上」という文言がつけ加わり、さらに「獣医事をつかさどる」という大変重要な概念がきちんと規定されたということです。獣医師法も画期的な時代を迎えてきているのではないかなと思っておるわけであります。

そこで、お尋ねをいたしたいと思ひますのは、先ほど大変私どもの勉強になるお話をございました。例えば、これからはそれぞれ獣医にも予防医学的な見地が必要なのではなかろうかとか、あるいは動物愛護のリーダーとして一種の社会的な意味も担つてもらわなければならぬ、こんな御発

言がございましたが、今回法律で「動物に関する保健衛生の向上」という文言をつけ加えることにあつて、具体的にどのような影響あるいは効果がございましたが、その一つが動物の評議事をつけさせること」というふうなことが明瞭に入りました。今やまさに動物愛護は世界の常識的なマナーでございます。そして、環境保護を中心につなぎました自然とともに生きていくという、自然と共に生をするという思想も大変普及をされているわけであります。そういう中で、まさに身近にあって自然を感じさせてくれるいわゆる小動物の国民生活において持っている意味というものは、大変高いものがあると思っております。

○竹内参考人 ありがとうございます。

このよだな小動物について、当然生き物でありますから病気になつたりするわけですが、診療室、検査室等を備えまして、来院をする治療がどんどん増加をしていくと思ひます。それから、獣医師の保健衛生指導に対する全体的な要請が当然高まつてゐるわけであります。動物は言葉が言えません。その部分を飼い主として十分にコミュニケーションができるればいいのですけれども、なかなかそれもできない。そういう指導をする上においては獣医師のアドバイスといふようなものが大変必要で、重要なところを述べてあります。そんな見地から「動物に関する保健衛生の向上」という文言がつけ加わり、さらに「獣医事をつかさどる」という大変重要な概念がきちんと規定されたということです。獣医師法も画期的な時代を迎えてきているのではないかなと思っておるわけであります。

そこで、お尋ねをいたしたいと思ひますのは、先ほど大変私どもの勉強になるお話をございました。例えば、これからはそれぞれ獣医にも予防医学的な見地が必要なのではなかろうかとか、あるいは動物愛護のリーダーとして一種の社会的な意味も担つてもらわなければならぬ、こんな御発

言がございましたが、今回法律で「動物に関する保健衛生の向上」という文言をつけ加えることにあつて、具体的にどのような影響あるいは効果がございましたが、その一つが動物の評議事をつけさせること」というふうなことが明瞭に入りました。今やまさに動物愛護は世界の常識的なマナーでございます。そして、環境保護を中心につなぎました自然とともに生きていくという、自然と共に生をするという思想も大変普及をされているわけであります。そういう中で、まさに身近にあって自然を感じさせてくれるいわゆる小動物の国民生活において持っている意味というものは、大変高いものがあると思っております。

○竹内参考人 ありがとうございます。

このよだな小動物について、当然生き物でありますから病気になつたりするわけですが、診療室、検査室等を備えまして、来院をする治療がどんどん増加をしていくと思ひます。それから、獣医師の保健衛生指導に対する全体的な要請が当然高まつてゐるわけであります。動物は言葉が言えません。その部分を飼い主として十分にコミュニケーションができるればいいのですけれども、なかなかそれもできない。そういう指導をする上においては獣医師のアドバイスといふようなものが大変必要で、重要なところを述べてあります。そんな見地から「動物に関する保健衛生の向上」という文言がつけ加わり、さらに「獣医事をつかさどる」という大変重要な概念がきちんと規定されたということです。獣医師法も画期的な時代を迎えてきているのではないかなと思っておるわけであります。

そこで、お尋ねをいたしたいと思ひますのは、先ほど大変私どもの勉強になるお話をございました。例えば、これからはそれぞれ獣医にも予防医学的な見地が必要なのではなかろうかとか、あるいは動物愛護のリーダーとして一種の社会的な意味も担つてもらわなければならぬ、こんな御発

ういうことを科学的に説明をし実行できるのはまさに獣医師ではないか、獣医師がそういう勉強をしているわけですから。また現場にいる。したがつて、そういう観点から獣医師としての動物愛護に対する考え方をきちんと世界的コンセンサスで出して、世界の獣医師がその方向に進もうではないか、そこから出たのが先ほど御紹介いたしましたが、いたずらに感情論にとらわれるることはなくして、科学的にそこを整理しながら動物福祉と動物愛護、そして地球における動物と人間の共存というものを可能にするような道を探ろうではないかというのが私たち獣医師の考え方でございます。そういう意味で先ほど御披露した次第です。

○篠瀬委員 ありがとうございます。
私も持ち時間が大変少のうございまして、次の質問に移らせていただきたいと思います。
いわゆる卒後研修について、これは竹内参考人、森田参考人御両人からお尋ねをさせていただきたいためですが、獣医師不足が大変呼ばれています。例えば全国で今、昭和六十三年の末によりますと二万六千九百四十一人の獣医の届け出があるわけありますけれども、そのうち個人診療施設で産業動物診療をやっている者は二千三百九十六人の九%、大変少ない状況になつてゐるわけであります。その獣医師不足をどのような形で解消していくのか、それについての大きな貢献をしてくれるのではないかということでの卒後研修制度というようなものが期待されるのではないかと思つております。大変技術が進歩いたしました。それで、現場にいると、折々の診療活動の中、進んでいる技術にどうしてもおくれていくのではないか、このようない不安も出てくるところがこの卒後研修によつて幾分なりとも解消され、それが獣医不足に一つの歯止めをかけてくれるのではないかと思われるわけであります。

先ほど竹内参考人、努力目標であるということをお触れになつたわけありますけれども、努力

目標ではあるんですが、現実にこれが規定されることによってどのようなプラスが期待できるのかどうか、その辺について、お尋ねをさせていただきたいたい。

それから、森田さんに関しましては、やはり団体の中で卒後研修的なものを現実に今までおやりになつていて、これは大変評価すべきところだと思います。立場で、このいわゆる卒後研修制度がこのようないふべきところだと思つて、その辺についての話題をちょっと聞かせていただければと思います。

それぞれ続いてお願ひいたします。

○竹内参考人 努力目標と申しましたのは、この法律を見せていただき限りそういうふうにこれまで、そう申し上げたのです。ですから、義務

ではないという意味でございます。

しかし、獣医師が社会に役立つときは獣医技術者として役立つ場合が非常に多いわけでございますし、もっと高度な施設、高度な機械等によりまして最新の技術教育をしてございます。

そういう意味で、主として、現場ではなかなかできない外科手術なども中心にやってございますので、そう申し上げたのです。

しかし、獣医師が社会に役立つときは獣医技術者として役立つ場合が非常に多いわけでございますし、殊に臨床獣医師はそういう立場になると思ふんだと思うのですね。もちろん、我々がいろいろな職業を選ぶときに、待遇がいいということも非常に大事でございますけれども、同時に、やはりやりがいを感じないところには必ずしも全員が

いくとは限りません。そういう意味で、卒後研修制度というようなものが期待されるのではないかと思つております。大変技術が進歩いたしました。それで、現場にいると、折々の診療活動の中、進んでいる技術にどうしてもおくれていくのではないか、この卒後研修によつて幾分なりとも解消され、それが獣医不足に一つの歯止めをかけてくれるのではないかと思われるわけであります。

高齢な職業であるといふ印象を持つ人もあるでしょうし、あるいは、現実にそこで腕を磨いてよろしく、そういうものが必要とされるようになります。それで、現場にいると、折々の診療活動の中、進んでいる技術にどうしてもおくれていくのではないか、この卒後研修によつて幾分なりとも解消され、それが獣医不足に一つの歯止めをかけてくれるのではないかと思われるわけであります。

先ほど竹内参考人、努力目標であるということをお聞きになつたわけありますけれども、努力

〇森田参考人 私どもの農業共済団体では、從来ともこつとういう研修、卒業しまして直ちに現場へ入るというのは非常に不安もございますし、なかなかか診療行為そのものもできない、農家の方々にも不安を与えるということで、一七八年からことしで四十年になるわけでございます。ところどころ五名がそれ専任に当たっているわけでございます。ことは四十二人ですが、現場の組合側からも大変期待されてございます。ところとしては、組合で教育する場面が省けるということもありますし、もつと高度な施設、高度な機械等によりまして最新の技術教育をしてございます。

そういう意味で、主として、現場ではなかなかできない外科手術なども中心にやってございますので、そう申し上げたのです。

医師あるいは畜人工授精師、それの機能の

分担といいますか役割について極めて明確に定義されるようございますので、生産の場面におきましても極めて優良な受精卵が恐らく出てくるだろうというふうに思われますし、それから移植の分野におきましても、從来体外受精卵は開発間もない技術でございましたので、やられている機関によりましてなかなかまちまちでございましたが、これからは恐らく法の改正を契機といたしまで非常に期待されますし、また、受ける研修生側からいたしましても、現場に安心して行ける、それから、現場へ一回出ましてまた講習を受ける場面もあるわけですが、現場へ出ましていろいろ不安なもの、いろいろな課題を持つてきまして、それにつきましてなお一層勉強できるという利点もございまして、そういう意味では私どももさらには今度の獣医師法で明確になりましたので、私どもも自信を持つてさらに積極的にやつて行きたいと思います。

それぞれ少しづつ解決されていくんだろうということから、受卵牛の飼養管理につきましても恐らく徹底して研修等も活発に、恐らく家畜改良センターあるいは県の試験場等を通じまして行われるございましょうから、それらの利便もかなり上がってくるだろうと思ひます。それから農家の認識も非常にこれから高まつていくんだろうということからして、恐らく体外受精卵の普及上の課題が常にこれから高まつていくんだろうということからして、恐らく体外受精卵の普及上の課題が常にこれから高まつていくんだろうということからして、恐らく体外受精卵の普及上の課題が常にこれから高まつていくんだろうということからして、恐らく体外受精卵の普及上の課題が常にこれから高まつていくんだろう

〇長岡参考人 それでは簡単に申し上げます。今回の法改正によりまして、受精卵の採取の面におきまして、受精卵の生産の面におきまして獸医師あるいは畜人工授精師、それの機能の

時間がありませんので多くの質問はできませんが、竹内参考人の方から、動物愛護とのかかわりを申し上げる次第でござります。

時間がありませんので多くの質問はできません

〇有川委員 関連して、立派な施設にしたと思って喜んでおるわけですが、さらに北海道の共済団体以外の方も受け入れる。ことは既に府県の方を三名受け入れるようなる形で対応してござりますので、なかなかそういう意味でも社会に還元できるような形の中で協力していきたいと思つてございます。

〇篠瀬委員 せつから長岡参考人もおいでござりますので、質疑時間が実質上なくなつてゐるわけありますけれども、この体外受精卵の移植普及上の課題について三点御指摘いただいたわけであります。今回の法改正がその三点のいわゆる

課題についてどのようなプラスを与えるのかとい

うことについて簡単に御回答いただきまして、私はかなり私も共存の問題では疑惑を持つておつたわ

て、ただ、諸外国で動物愛護となりますと、高度にそれが進みますと、殺すなどという問題になるものですから危惧しておつたところであります。どうもありがとうございました。

なお、参考の方から、原因をはっきりさせ、飼養管理をよくする、未然に病気を防ぐという立場のお話がございました。また、森田参考人の方からも、そうした立場で各地域で懸命の努力をされているという報告がございましたので、その点についてもお伺いをしたいと思いますが、その前にせつかくですから竹内参考の方に研修期間について、臨床研修ですが、森田参考人の方から四十二名、六班に分けて八週間ほどという御説明が実務上ございました。大体期間はこういうことでいいと思われておるのか、これから施行する研修の期間についての考え方についてちょっと御説明を願いたいと思います。

○竹内参考人 この研修の目標をどこに置くかということでお随分時間が違つてくると思います。それから研修も、卒後すぐの研修とあるはある程度就業した後の研修ということも当然していかなきやなりません。それによって内容も違えば当然期間も違つてきますので、ちょっとと一概には大変申し上げにくいと思います。

ただ、卒後研修について申しますと、やはり少なくとも先ほどおつやった期間、あるいは最低六ヶ月ぐらいはどうしても必要だと思いますが、それ以上必要だという意見があつても決して不思議はないわけですが、それはやはり獣医師の就業する環境の問題ですね、それを許すかどうかといふこともありますし、施設の問題もあります。それだけの人間を長く泊めておく施設がなければいけません。それから当然、長い間その人が研修に従事しているということを現場が許すかどうかといふ問題もございますので、そういうことが解決されれば、より長い研修というのも恐らく十分に意味があると私たちには思いますが、少なくともそれぐらいではなくてはいけないのではないかといふように考えております。

北海道也非常に広大な地域を抱えていらっしゃいますし、現実に今日までそういう診療体制を事前の健康チェックですか、そういうことをされておるのか。されておるとすれば、どういう形でございました。まだお話しになつたことをお伺いしますが、事故が減ったとか病気が減ったとか、さらにはもう一つ大きなものは経済的効果、要するに農家そのものがその損害防止によって幾らもうかかるかという、言葉はちょっと悪いわけでござりますが、そういうものがなかなか数字にあらわ

〇有川委員 どうもありがとうございました。時間があれば、また竹内参考人にはお伺いしたいと思いますが、森田参考人にお伺いをしたいと思ひます。

○森田参考人 お答え申し上げます。

おるのか、ちょっとと御説明をいただきたいと思います。ましてはお金を払うことがなかなかできないという問題、私どももられないという問題を現実に抱えてございますので、そういう意味では、これから指導効果を明確にしながら、経済効果をあげなければならぬ、こういうふうにされておられます。

私は、診療したときは、その飼育者に対して、飼育動物に関する保健衛生の向上に必要な事項の指導をしなければならない、こういうふうにされておられます。

最近、先生の御指摘のとおり乳牛の事故が非常にふりまして、このことがいかに重要かということが明確になったような気がいたすわけであります。

きのうも私、質問の中でちょっとと申し上げたので

すけれども、最近、乳牛等の事故が多発をする傾向にある。そういう状況の中で、共済保険の収支が悪化するという問題もございまして、共済制度の充実あるいは獣医師の皆さんの待遇改善ということなどを考えますと、どうしても保健衛生向上の指導というのは極めて重要なことである。そういうふうに思ひます。

そういう中で、現場で、北海道では百二十三万頭という多数の産業動物に対しまして日夜献身的な努力をされておるわけですが、距離的な関係でも一日の診療頭数に限界がある。さらには自動車の運転なりいろいろ精神的、肉体的な苦痛もあるし、あるいは地域によっては診療頭数にも問題がある。今、過疎がどんどん進んでおりまして、そういう意味では、散在する産業動物の診療、点検、管理というのが、指導が非常に重要なになってくるのではないか、あるいは難しくなつてくるのではないか、このように思つておるわけあります。

それで、潜伏性の損害防止事業には国の補助がございまして、国の特定損害防止事業という中でさせていただきまして、非常に現場では有効に活用して事故の防止に努めているわけでございま

す。

さらにもう一つ、事故を未然に防ぐということ

が非常に大事なことでございまして、先ほどおつ

しやられましたような事故がふえているといふこ

とはそれだけまた獣医師さんの仕事もふえるとい

うこと、いかに仕事を減らすか、そういうためにはどれだけ病気を減らすかが先になりますの

で、一生懸命やつてゐるところでござります。特

に繁殖障害とか乳房炎が非常に多いわけござい

ますので、定期的検診のほか飼養管理指導、さら

に私ども連合会では家畜診療巡回車をもちまして

農家を回りまして、人間でいいます健康診断、人

間ドック的なものを農家でやってござります。

ただ、そういうふうに現実には非常に一生懸命

やつてゐるわけでございますが、その効果といひ

ますか、事故が減ったとか病気が減ったとか、さ

らにはもう一つ大きなものは経済的効果、要する

と、非常に重要な問題のように考えますが、どう

採算性をとつていくといふ立場からは、特に僻地

の法律の趣旨からいたしまして、あるいは竹内参

考人を含めてお話しになつたことをお伺いしま

すが、やはり助成などを思い切つて考えていく必要があ

る時期に来ておるのではないかと思うのです。こ

れないので、同時にまた、農家自体も指導に対し

ましてはお金を払うことがなかなかできないとい

う問題、私どももられないという問題を現実に

抱えてございますので、そういう意味では、これ

から指導効果を明確にしながら、経済効果をあわ

せまして、そういう意味の生産性向上に対しても、

払う、給付を行つておるわけでございまして、最

近、先生の御指摘のとおり乳牛の事故が非常にふ

りまして、このことがいかに重要かということが

対しましてもより付加価値を高めながら効果のあ

る指導にしていく、それに対応する対価を求める

ども共済にお返しくださいという方向で、指導に

対しましてもより付加価値を高めながら効果のあ

る指導にしていく、それに対応する対価を求める

方向で進めていきたいと思ってございま

的に、獣医師法の保健衛生予防指導に対します義務づけ的なもの、これに何らかの措置がございますれば非常に心強いわけでございます。基本的には、やはり受益者負担が私どもの基本でございます。して、家畜保険制度は病気になつたものに対する給付が基本でございますので、予防的なものは農家みずからが守ることが原則だということでござります。

そういう中で、先生の御配慮をいただきました。そういう国の何らかの措置がいたければ、私も現場としては非常にうれしいことでございますので、ぜひお願いしたいというのが実情でございます。よろしくお願ひしたいと思います。

○有川委員 私たちもそうした立場で努力をしなければならないというふうに理解をいたしました。

ただ、特別巡回をされる場合に、幾らかの金を受益者からもらつていらっしゃるのですか、共済が出しているのですか、そこら辺をちょっと、具体的な数字があればお知らせいただきたい。

○森田参考人 私どもの巡回車が現場へ行きまして、大体四日かかりまして酪農家二戸を検査してございます。血液検査をやりまして、さらにその結果を求めて、現場でその農家さんに関係者を集めて指導しているわけでございまして、検査の実費として今まで一万六千円いたいでございました。農家個人で払っている方、共済で半分助成しているところもございます。今年度からはこれを三万円に引き上げることにいたしました。これからは、やはり受益者負担ということでも頭に考えまして適正な料金を設定する方向に行かざるを得ないような感じをしてございます。

○有川委員 大変参考になりました。今後頑張つて努力をしていただきたいと思います。特に、今までの皆様の大変な御努力に感謝申し上げると同時に、さらに発展することを期待す

るわけであります。

今の体外受精卵移植の技術は、まだ緒についただけとはいえ約二〇%程度の状況になつておるようになりますが、今後、将来展望としてかなりのペーセントまで持つていける、そういう状況下にあるのか、その辺について教えていただきたいと思ひます。

○長岡参考人 お答えいたします。

発展の過程にありまして、二〇%と申し上げたのでございますが、実は機関によりましては既にもうかなり高い発生率を確保しております。水準に達しておるところがございます。

御承知のように、肥育牛というのは、繁殖生理上から言ふと必ずしも好ましい状態ではないわけでございますね。当然でございます。三週間ごとに発情を繰り返すようございますと肥育効率が上がりませんので、繁殖牛とは異なつた管理下に置かれます。したがいまして、卵巢は必ずしも生理的には十分に機能していないのが事実でございます。

そういうふうな状況もございまして、地域的な、あるいは季節的な要因等も技術的にはございますが、今畜産試験場あるいは家畜改良センター等で、あるいは県の畜産試験場等で活発に研究がされておりますので、現在既にもう高い水準に達しております。そのため、なかなかこの機関もございますので、例えば三〇%だとか四〇%だとかという水準には恐らく近い将来といいましょうか、やがては達するのではなかろうかなという期待はいたしております。失礼いたしました。

○有川委員 どうありがとうございました。時間が参りましたので以上で終りますが、ただ、体外受精卵移植の技術、非常に発達して進んでくることはありがたいのですが、これが外国に渡つたら大変だなという私たち今心配をしておりまして、そういうことはまた政府の側にも要請をしてきましたところであります。

さきに、森田参考人の方から、今後安心して働くように、獣医師の果たした役割も大きかつた

し農家の前進を期待したいというのがありました。が、ともにそういう方向で頑張つてしまりたいと思います。

○高村委員長 倉田栄喜君。

○倉田委員 公明党の倉田でございます。

お三方の参考人には、大変示唆に富んだお話を

承りまして、ありがとうございました。私の方からは、もう少しお話を伺いたいと思います。

○高村委員長 倉田栄喜君。

常に変化をしてきて、また多様性を持っていい

るというのは、言うなればこの職業にむしろ必然的な変化ではないかといふに、大變総論的に

なりますが、考えております。個々の職業の話をいたしますと、ちょっと時間が長くなりますの

で。それでは、現在の教育の問題点でございます。それから、現在の教育の問題点でございます。

そこで、まず、一般的な動物の生物学を中

心として人間にかかわり合う部分に入していく職

業教育を受けている人間というのは、実は獣医師

以外はほとんどないのですね。そういう意味で、

物として利用するということもあります。そ

れから、対象とする動物の種類もいろいろと広

がって変わってまいります。野生動物まで対象に

しなければならないということにもなるかも知れ

ませんので、そういう意味では、人間がどうかか

わり合っていくかということでこれは非常に広が

りを持つ職域ではないかというふうに考えており

ます。

考えてみると、私も獣医師ですから、余り自

分のところの宣伝をしたくないのでありますけれ

ども、こういう形でいろいろな動物の生物学を中

心として人間にかかわり合う部分に入していく職

業教育を受けている人間というのは、実は獣医師

以外はほとんどないのですね。そういう意味で、

世界的には今お話ししたような傾向があるんだと考

えております。

そこで、まず、一般的な動物の生物学を中

心として人間にかかわり合う部分に入していく職

業教育を受けている人間というのは、実は獣医師

以外はほとんどないのですね。そういう意味で、

世界的には今お話ししたような傾向があるんだと考

えております。

そこで、まず、一般的な動物の生物学を中

心として人間にかかわり合う部分に入していく職

業教育を受けている人間というのは、実は獣医師

以外はほとんどないのですね。そういう意味で、

になつて一つになつたとかいう例はほとんどないわけですが、総論は賛成でございましたが、具体的にやろうという段になると非常に障害があつて、現在実行しておりません。そういう意味で、教育に必要な施設、教員の数、そういうものについてはまだ大変不足をしておると思いますので、ぜひ、現場の恐らく全員の声として、これはできるだけ早いうちに改善していただきたいということではないかと思います。

○倉田委員 今参考人がお話しになりました教育施設、いろいろ教育環境といいますか、その御指摘は非常に重要な問題であろうかと思います。私もいつも努力をしてまいりたいと思います。

そこでもう一点、今度は教育の内容に關して。今、食の安全ということを盛んに言われているわけですから、畜産あるいは魚である魚でもありますけれども、畜産であります魚であり、あるいは今度、先ほどお話の中で、保健衛生の向上ということで一般動物も含めてのお話もあつたかと思うのですが、では絞つてお聞きをいたしますけれども、魚に対する、例えば飼育の魚でもいいわけですから、安全性に関する大学における教育というのは、現在どのようになりますでしょ。うか。

○竹内参考人 魚、特に今おっしゃいました飼つていてる魚と申しますが、飼育下の魚ということに絞らせていただきたいと思いますが、そういうものについての教育は、現在どこの大学でも魚の病気という形で魚病の講義を全員受けることになりますし、獣医師の国家試験の中にも魚病の問題が必ず出てまいります。それから、魚病だけではなくて、今お話しになりました食品衛生といふ関連では獣医衆衛生学といふものの講義を、これは伝統的に獣医学の中の主要部分としてやっておりまして、その中でほかの食品とともに水産食品についてもそういうことが取り扱われております。さらには、病理学というのがございまして、そういう中でいろいろな動物の病気というもののについての教育を受けております。あるいは魚の病気の中でも、伝染病というものに関しては伝

染病学の中で触れておられる方ももちろんあるうございますので、そういう魚病だけではなくて、いろいろな広い範囲でそれを関連の教育が行われてゐるのではないかというふうに考えております。

○倉田委員 大変ありがとうございました。それでは次に、長岡参考人にお尋ねをいたしました新しい技術の改良等の問題について詳しく御説明をいただきました。そこで、私の方からは、いわゆる家畜改良事業団の中における家畜改良といふこと同時に、疾病といいますか、今竹内参考人からもお話をありましたけれども、疾病対策、予防対策、この点については事業団としてはどのような取り組んでおられるのか、お尋ねをいたしたいと思います。

○長岡参考人 改良事業団といつしまして管理しております家畜は種雄牛でござります。種牛でござります。これは、四十六年から四十八年にかけて、凍結精液技術の普及に対応いたしまして、都道府県で從来設置されておりました種雄牛センターを凍結精液技術の普及に対応いたしまして広域化するということで、盛岡、前橋、岡山、熊本というところに設置したわけでござりますが、そこで種雄牛を管理をいたしております。そこにそれぞれ獣医師を配置いたしまして、種雄牛の健康管理、予防等に努めています。それから精液の生産、人工授精用の精液の生産でござりますが、これにつきましても衛生上適切なマニエアルに従いまして管理をしております。

それで、本日のテーマの体外受精につきましては、卵の採取から生産に至りますまでに細菌汚染、コンタミが起こらないような管薬をしておりまして、その中でほかの食品とともに水産食品についてもそういうことが取り扱われております。さるには、病理学というのがございまして、その中に従事して、卵が発生しなくなってしまっております。しかし、申し上げましたように、大変な無菌的な管理下におきまして、無菌室におきまして受精卵は生産をいたしております。

以上でございます。

○倉田委員 もう一点、長岡参考人にお伺いをし
たいのですが、技術の改良には本当に長年の蓄積と多大の労苦がある、このように考えますけれども、そのようにして改良された技術あるいは上がりた受精卵、こういうものが、例えばいわゆる経済原理原則の中で海外に輸出されたりするようなことが可能性としては考えられるわけでございますけれども、そういう技術の保護といいますか、あるいは受精卵の保護といいますか、この点についてはどのようにお考えでございましょうか。

○長岡参考人 特に肉用牛でございますが、肉用牛につきましては、ここまで肉牛が、牛肉の輸入自由化の中でも、我が国の消費市場の中で高い評価を受けておるという事実がござります。とは言ひながら、やはり牛肉の自由化といふのは、我が国の国内において遺伝子の集積をしなければならないということですから、我が国の農家とともにこれらには負けるわけにはまらないわけでござります。ですから、優秀な受精卵であればあるほど我が国の国内において遺伝子の集積をしなければならないということですから、少なくとも我々としては海外に持ち出す余力はない、国内で十分に有効に使って、我が国の肉牛の改良増殖を進め、国際化に当たらなければならぬと考えております。

○倉田委員 大変ありがとうございました。

最後に、森田参考人にお伺いをいたしたいと思

います。

お話の中では、北海道では既に九五%が共済家畜診療所でやられておるということでございました。今回法改正案の一つの目的というか趣旨といたしまして、いわゆる産業獣医師さんの不足をいたしまして、いわゆる産業獣医師さんの不足をどのようにするかということがござりますので、この点については、参考人からも種々待遇、処遇の面についてのお話を伺いたいと思います。そこで、共済の家畜診療所の役割も非常に大き

なものがあるといふことも十分承知をいたしますけれども、同時に、開業されている産業獣医師さんの確保も本当に大切なことであろう、このように思つておらず、このように思つてございます。森田参考人には、この点について、共済家畜診療所と開業される産業獣医師さんとの共存というか、役割といいますか、どうしたらこれらが十全に機能できて畜産業の発展に資することができるのかということについてどのようにお考えをお持ちか、お尋ねをできればと思います。

○森田参考人 先生御指摘の私どもの共済団体の北海道におけるシェアは大きいわけでござりますが、それでも開業の先生方も、実際に大動物を診療されて生活している方は三十人から四十人だと思います。その方とは競合することな

く、指定獣医師という絡みもありますので、そういう中で、お互いに協力し合いながら対応しているのが実態でございまして、競合的なところはございません。

○森田参考人 先生御指摘の私どもの共済団体の北海道におけるシェアは大きいわけでござりますが、それでも開業の先生方も、実際に大動物を診療されて生活している方は三十人から四十人だと思います。その方とは競合することなく、指定獣医師という絡みもありますので、そういう中で、お互いに協力し合いながら対応しているのが実態でございまして、競合的なところはございません。

今、家の畜共済の中で、それでは開業の先生の待遇も含めてどうなのだろうというになりますと、やはりそれは先生の働く量、もちろん資源頭数が一番大事でござりますので、そういう中でどれだけお働きになつておるか。ただ、開業の先生は私どもの団体と若干違いまして、研修教育もなかなかできかねる。それだけ三百六十五日拘束しているという場面もありますので、やはり共済の団体職員以上に遭遇されなければいけないような気をしてござります。

ただ、そういうのはどういうふうにやればいいかというと、なかなか難しいものでございますので、ちょっとお答えしづらいと思いますので、お許し願いたいと思います。

○森田参考人 時間が参りましたので、最後に一点だけ森田参考人に、過疎地の診療体制について、お先ほどもう少し御説明をいただければと思つたものですから、簡潔にお話を願えればと思います。

○森田参考人 北海道における過疎地といいますと、都市近郊、札幌近郊でござります。そういう

ところは、診療所の統廃合をしながら私どもの家畜診療所のみで今のところ対応できますので、もつと過疎的なといいますと、内地府県では特にそういう課題があるかと思いますが、私どもの中では診療区域の調整とか統廃合を行いまして、一ヵ所の診療所における獣医さんの数をふやしながら効率的な診療をして対応をしてございます。

○倉田委員 以上で終わります。
お三方の参考人には大変ありがとうございました。

○高村委員長 藤田スミ君。

○藤田(ス)委員 きょうは参考人の先生方、あります

まことに、私は長岡参考人からお伺いをしていきたいと思います。

体外受精卵移植につきましては、屠体からの卵巢摘出、そしてそこからとった卵子を体外受精させることで、多分に工業的手法で体外受精卵を大量生産することができるわけであります。が、今回の法改正前に、大企業による卵巣の販売が既に厳しく行われているというふうに聞いております。黒毛和牛では、優秀な雌牛については生きているうちからその卵巣は買いたい占め競争が既に厳しく行われているといふことでもあります。ある特定の和牛の受精卵が一部の大企業によって支配され、それで高値になるといふことでは何にもなりませんので、ここのことでは私は野放しにしないできちんと供給ができる体制をつくらなければならないというふうに思いますが、けれども、この点について先生の御提案、御意見をお伺いしたいと思います。

○長岡参考人 先生のおっしゃるようなお話はマスコミの報道を通じて見たといいますか、聞いたことがござりますが、申し上げましたように、体外受精技術というのは六十年にできまして、関与する機関が非常に数が少のございました。ところが、ここ一、二年非常にその機関がふえてまいりまして、ふえてまいりましたのも、畜産試験

場、家畜改良センターだけではなくて、県の畜産試験場等で実施される機関がふえてまいりました。言つてみれば、公的機関が非常にふえてまつてあります。

この技術的重要性にかんがみまして私にどういう判断をしておるかと問われれば、この技術が持つ我が国の肉牛改良増殖上に果たす役割というものが牛産業の世界において認識されればされるほど、多分先生の御心配されるようなことにはならないのではないか、技術者なり閣与する

生産者たちがおのずから的に我が国の家畜改良増殖の方向へとその手法なりシステムを多分選択していくのではないかなどいうふうに思つております。それを左右するものは、一つには技術である

というところでございまして、いかにその卵巣から有効にたくさんの中優秀な受精卵をつくっていく技術を持ち合わせかということが非常に重要なかぎでございまして、そこは家畜改良センターあるいは畜産試験場等々の優秀な技術者たちが、これから技術開発によつて担保していく

ことになつてゐるのではないかと思うわけです。この点はもう既に酪政連なども問題点を認識してきていらっしゃると思いますが、この点について森田参考人はどのようにお考えか、お示しをいた

○藤田(ス)委員 それでは、統いて森田参考人にお伺いをいたします。

今酪農を見ておりますと、先ほどからもお話をありましたが、搾乳牛一頭当たりの乳量といふのは、北海道で六千七百キログラム、これはもう六名出でございますので、決して牛そのものには脂肪量だけでは無理はかかるないと思ひますし、また、飲用牛乳を三・五にしたことによりまして飲用乳が非常にふえたということはむしろ酪

農家としては歓迎すべき事態だと私どもは承知し

てございます。

そついう中で、これから事故をどういうふうに減らしながら牛を強めて丈夫にしていくかというのが課題でござりますので、また皆さんのお知恵を拝借しながら対応していただきたいと思いますので、ひとつよろしく御指導願いたいと思います。先生方、獣医の皆さん、関係者の努力というのは大変なものがあつたと思うのです。しかしながら、その乳量の過度な増加というのは牛の生理をありますけれども、ここに至る酪農家の皆さんや

先生方、獣医の皆さん、関係者の努力というのは大変なものがあつたと思うのです。しかしながら、その乳量の過度な増加というのは牛の生理を

あわせて竹内先生にもお伺いをしたいと思いま

すが、若い学生の皆さんが産業獣医師に魅力を感じて出ていくために今何が求められているかとい

うことをひとつお伺いしておきたいと思います。

農村部の獣医師の不足などの中で人工授精師に

しようか、診断権まで与えていくかというような声を私どもは耳にするわけですが、この点について竹内先生はどういうふうにお考えでしょ

うか。

しかも、一方では小動物の診療を志向する傾向が強まって、この小動物診療の分野の過剰問題と

いうのはもう顕在化しつつあると私は思うわけ

です。にもかかわらず、今回の法改正の中では企業の参入ということが認められましたので、そういう傾向に一層拍車がかからぬいかということを大変心配しておりますが、何か幾つか申し上げまし

たが、御意見をお伺いしたいと思います。

○森田参考人 産業動物医の確保でござります

が、私ども北海道には七百七十五名、現在のところ

獣医師は充足しているつもりでございます。

○森田参考人 産業動物医の確保でござります

が、私ども北海道には七百七十五名、現在のところ

獣医師は充足しているつもりでございます。

○森田(ス)委員 先ほど森田参考人が、産業獣医師を確保するためには将来に希望の持てる畜産業

にしていくことだとおっしゃった、この御意見に私も全く同感でございます。

そこでひとつ、そうはいつても現実にこの足り

ない産業獣医師を確保するために今最も求められるものの、現在求められるものという点をお示しい

ますし、労働条件にしましても休みも一般社会以

上に持つてゐると思います。そういう意味では労働条件も逐次改善されてございますので、むしろ

よく理解していただくことが先じやないか

など私ども思つて努力しているつもりでございま

○竹内参考人 学生がまず産業動物の方へ向かうために、あるいはそこへ魅力を感じるためには何をしたらいいかという問題ですね。これは大変難しい問題だと思います。

先ほどから森田参考人の方から北海道の実情をいろいろ御披露ございましたけれども、私もいろいろなところの畜産を知っておりますけれども、北海道はかなりの学生が魅力を感じる分野じやないかと私は思います。ところが、それ以外特に関東一円でございますとか、そういうところの農家へ学生を連れていきますと、なかなか魅力を感じない部分があるということも事実でございますね。重要性は重要性として、そこで一生かけようという気持ちがなかなか起らない、比較をするともう少し魅力のあるところの方へ出でてしまつて、そしてなかなか行つてくれないということはあると思います。ただ、現実には学校へ入つてきた学生というのは、将来産業動物の獣医師になりたいと言つている人間はかなりいるのです。ですから、そういう人たちが魅力を感じるような場所にしてやれば、行く可能性は十分あると思うのです。

その魅力は何かといいますと、これはなかなか難しいのですけれども、一つは、それは待遇改善かもしれません。しかし大部分の、例えば共済組合の俸給でいきますと、國家公務員に大体近いわけでございますから特に悪いわけではございませんが、職務の内容からしますと現在嫌われている部分が多分にござりますので、そういうこととの兼ね合いでもう少し待遇を改善してほしいという要望があるし、それをすれば学生に多少魅力を感じさせるという部分もあるでしょうが、それにもまして、先ほどから私お話をさせていただきまして、たけれども、技術者として大いに満足できるよう環境、それは先ほどから出でております卒後研修も含めてそういうものが出てくるということも大事です、何か一つやれば事が済むということではなくて、先ほどから出でているいろいろな問題を

全部総合しないと無理ではないかというふうに思います。
それから、人工授精師の問題でござりますが、今回の法改正によりまして、人工授精師が屠場での職器に触れることができる、そういうことが果たして問題を起こさないかというようなことを絡めての御質問かと思いますけれども、これは先ほども参考人の方から御説明がございましたが、もともと人工授精師というのは、体の外に取り出した、生体試料と我々は言つておりますが、精子とかそういうものを無菌的にきちんと扱うという操作のトレーニングを受けているわけですから、その人たちにきちんとした今度は卵巣の取り扱いという教育をすれば、基本的には生体の外でそういうものをいじるということになれてはいると思ひます。そして、それを入れるということは從来やつておることですか、そういう意味で、そのところはむしろ任せをするとすれば最も適した専門家ではないのだろうかというふうに考えております。

それから、今度は小動物の問題でござりますが、企業の参入の問題というのは大変難しくうございまして、ただ限りでは、開設者なり管理者なり、そしてそこそこそれにかなり企業が利益本位の診療をしていくということについての歴史は相当かかるのじやないのかなというふうには考えております。

それから、小動物の獣医師の過剰の問題でござりますけれども、これは世界的に小動物の臨床といふことは若い人に大変魅力のある分野でございまして、これらは世界的な流れでござりますから、過剰になれば当然こういう自由競争の社会でございまして、これは世界的な流れでござりますから恐らくブレーキがかかりてくる。できればその前に警告を発したいわけですが、実際は、

○藤田(ス)委員 どうもありがとうございます。
○高村委員長 小平忠正君。

○小平委員 お三方の参考人には本当に忙しいところまことに御苦労さまでございます。早速であります。私がからも数点質問をさせていただきます。

まず、竹内参考人さんにお伺いいたしますが、御承知のとおり獣医師制度は我が国の畜産業の発達を支えてきたところでありまして、これはまさしく車の両輪である、こういうことが言えると思います。私は、獣医師は第一義的には畜産業の発展のためにあると考えておりますが、先生が委員をされておりました獣医事に関する研究会の報告によりますと、獣医師が果たす新たな役割として、一つには小動物の診療業務の拡大、二つには社会福祉活動分野への積極的関与、また三つ目には野生動物の診療、希少動物の繁殖といった広範囲のものを挙げておられるわけであります。

今後、獣医師は我が国の中でのような役割を果たしていくべきであると考えておられるのか、まずこれについて御意見をお伺いしたいと思います。

○竹内参考人 先ほども申し上げましたが、私の理解では、人間と動物の接触のあるところ、その接觸の形が変われば獣医師の絡み合いもいろいろ変わつていくだろう、またその重点の置き方も変わつていくだろうというふうに思っています。

したがいまして、昔はともかく動物を食べる、あるいは日本の戦後におきましてもともかく食糧確保ということが中心でございましたから、獣医師のかかわりもそこが中心であつたというふうに思います。しかし、例えばそういう食糧といいますか、食べたり着たり住んだりということがある程度満足されると、人間はどうしても精神生活の充実というものを求めます。そういう意味で犬や猫の人間社会における位置づけが変わつてきただ、これは社会的な大きな傾向でござい

ます。したがいまして、犬や猫にうつつを抜かすとかということではなくて、そういうふうに人間社会における位置づけが変わつてくれば、それに応じて人間社会が満足をしてくれればいいわけになりますが、私は必然的であります。しかし、そういう動物にかかわり合うことにあろうかとも思いますし、また社会の要望でもあるうかとも思います。

そういう意味では、今おっしゃいました社会福祉であるとかあるいは野生動物、希少動物の保護ということも、もともと動物を丸ごと扱っている

ことは群として扱つて、それを生物学的にいろいろ理解をし問題の解明に手を打つてくといふことは、私は必然的であります。しかし、それは獣医師の専門でござりますので、今そういう分野が大きな注目を集めなければならぬといふふうに考えまして、私が獣医師の専門でござりますので、今そういう分野が大きな注目を集めなければならぬといふふうに考えまして、私は獣医療としてはそこに入つてくことを強調しなければならないといふふうに考えまして、私どもあの報告書の作成に御協力を申し上げた次第でございます。

○小平委員 ところで、私は産業獣医師の確保という観点でお伺いいたしますが、現在、獣医師をめぐる最大の問題は産業獣医師の不足にあるのではないかと思います。その最大の原因は、基本的に産業獣医師の収入がベット獣医師に比較して極端に低いという現実、さらにはこういう状況の中では産業獣医師の教育にも今後工夫をしていかなければならぬ面があるのではないか、こう思うわけでございます。

最近、獣医学に入学する学生は都会出身者がふえて、また特に女子の数がふえておるわけがあります。このことは教育の機会均等といふことで大きい結構なことなのであります。偏差値

で大きいに結構なことなのであります。このことは教育の機会均等といふことで、学生を選抜するということは、獣医師の養成

といいますか、教育といふ面においてはある意味では適切じやないといふ面もあるのではないか、

こう私は考へておるわけであります。例えば、この特殊性を勘案して卒業後のことを条件にして開

係農業団体長が推薦することも考慮に入れるところ

か、そんなことを思うわけありますが、竹内参考人は東京大学農学部の教授で実践の教育の場におりまして、この産業獣医師の不足の原因をどうとらえておられるのか、また、その確保のため得るのか、そのところをお伺いしたいと思います。

○竹内参考人 いろいろなことを今御指摘いただきましたけれども、小動物分野での獣医師の収入が大動物分野の収入よりも一般的に高いというのはどうも世界的な傾向で、もう何十年も前からそうでございます。しかし、それでも諸外国では大動物の獣医師にそれなりの数の人が行くということは、やはりそれの意義づけが、その重要性が社会で認められている、そういうことが非常に大きいと思うのです。

ちょっと話が長くなるといけませんので簡潔にいたしますが、やはりこれは大学だけの問題ではなくて、初等教育、子供のときから、畜産業というものが我々が生きていく上に非常に大事だ、食糧の問題は大事だということが初等教育の段階から身についてこそ産業動物の獣医師になろうとう人が出てくるんだと思うのですね。

大学教育がすぐ悪者にされちよつと困るのですが、時には、大学では産業動物獣医学の教育を軽視しているのではないか、こういうお話をございますけれども、これはよく教師同士で話しますが、これはどう見ても違う、実際には半分以上は大動物の講義をしております。現場も見せております。しかしそれでもなかなか行ってくれないというのは、もちろん大学側の努力も大事でござりますけれども、それ以外の分野での環境の改善といいますか、条件の改善ということがなしには産業動物の方針へ獣医師がたくさん行ってくれるというふうにはなかなかならないだろう、そのため今回この法改正の中でいろいろな分野がいじられている、そういうことが相まって効果が出てくるのではないかという意味で私は期待をしたいと考えている次第でございます。

女子の問題もある今は都會の問題も、これはもう今の一つかの流れですね。人間、人口そのものがおられまして、この産業獣医師の不足の原因をどうとらえておられるのか、また、その確保のため得るのか、そのところをお伺いしたいと思います。

○森田参考人 いろいろなことを今御指摘いたしましたけれども、小動物分野での獣医師の収入が大動物分野の収入よりも一般的に高いというのはどうも世界的な傾向で、もう何十年も前からそうでございます。しかし、それでも諸外国では大動物の獣医師にそれなりの数の人が行くということは、やはりそれの意義づけが、その重要性が社会で認められている、そういうことが非常に大きいと思うのです。

だから女子の問題も、現在もう半分近くの学生が女子になつておりますが、これはもう世界的な傾向でございます。じや外国ではどうかといいますと、女子がちゃんと大動物の産業に従事できる職場の環境がでてきております。ですから日本も、もう女子を嫌つていては、そういう社会は私は伸びないと私は思いますので、この畜産関係でも女性獣医師が活躍できるような受け皿をぜひきちんとつくっていただきたい。それはテクノロジーを利用すれば、力のない女性でも十分に、あるいはそういう産業動物の獣医学にある程度まで従事できるようになります。そういう可能性はあるんじゃないかというふうに考えております。

以上で大体お答えできたかと思いますが。

○小平委員 教育の場にあられる竹内先生からお話を伺いたしました。

そこで、森田参考人さん、ひとつ現場でいろいろと接觸されている森田参考人さんにお伺いしますが、これはどう見ても違う、実際には半分以上は大動物の講義をしております。現場も見せております。しかしそれでもなかなか行ってくれないというのは、もちろん大学側の努力も大事でござりますけれども、それ以外の分野での環境の改善といいますか、条件の改善ということがなしには産業動物の方針へ獣医師がたくさん行ってくれるというふうにはなかなかならないだろう、そのため今回この法改正の中でいろいろな分野がいじられている、そういうことが相まって効果が出てくるのではないかという意味で私は期待をしたいと考えている次第でございます。

○森田参考人 まず、産業動物の教育年限が六年になつた、四年からふえたことによつて、いろんな意味がございますので一概には言えないと思いますが、それによって産業動物が減つたとかなんとかは関係ないと思います。

従来の教育を変えた理由は、やはり現場に向く獣医さんも含めまして教育の高度化、それから先ほどもちよつと申し上げましたが、現場の家畜の診療形態も変わってございますし、病気の発生形態も非常に変わつてきて複雑化してございますし、いろんな器具、機械の検査方法も変わつてございますし、それに見合つて診療体制をつくつていくことが大事だと思いますので、そういう意味では六年制も非常によかつたのではないかなど思つてございます。

卒後教育、これは先ほども言いましたように従来とも力を入れてはいるわけでございます。やはり臨床現場と教育現場とは多少違いますので、現場に入りましてそれに見合つて特に臨床現場となりますが、毎日毎日が生きていているものでございます。だから変わってくるわけで、そういう事例が学校教育じやなかなかできないという場面もござります。そういう意味で私どもそれを補足して、安心して現場へ出るような方向で教育してございます。そういう意味で私どもそれを補足して、安心して現場へ出るような方向で教育してございます。

○小平委員 実施状況と今後の取り組みなんですが、特に海外に今受精卵が持ち出しが自由であります。それで、さらにこのことによつて我が国の畜産業に与える影響が大となる、そういう危惧をしております。また今後この対策、これについてもどんな普及をされていくのか、これらについてお伺いしたい。

もう一点。この受精卵は海外に持ち出すことは急速に進展しているということであると思うわけですが、これが何であります。体内よりも受精卵移植を可能ならしめる、このことは確かに技術の改良に効果があり、私も評価するところであります。この技術は体内受精卵移植の基礎としたものであります。この開発が急速に進展しているということであると思うわけですが、これは何であります。体内受精卵移植の実施状況、それがどこで、さらにこのことによつて我が国の畜産業に与える影響が大となる、そういう危惧をしております。また今後この対策、これについてもどんな普及をされていくのか、これらについてお伺いしたい。

○小平委員 次に長岡参考人さんにお伺いいたし等いろいろ配意しながら頑張つていただきたいと思つてございますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思つてございます。

○小平委員 次に長岡参考人さんにお伺いいたし等いろいろ配意しながら頑張つていただきたいと思つてございますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思つてございます。

○長岡参考人 大変失礼でございますが、実施状況とおつしやつたんだございましょうか。

○小平委員 実施状況と今後の取り組みなんですが、特に海外に今受精卵が持ち出しが自由であります。それで、さらにこのことによつて我が国の畜産業に与える影響と、それによって我が国の畜産業に与える影響とのところなんですが、これらについていかがお考えか、お聞かせ願いたいと思います。

○長岡参考人 大変失礼でございますが、実施状況とおつしやつたんだございましょうか。

○小平委員 実施状況と今後の取り組みなんですが、特に海外に今受精卵が持ち出しが自由であります。それで、さらにこのことによつて我が国の畜産業に与える影響と、それによって我が国の畜産業に与える影響とのところなんですが、これらについていかがお考えか、お聞かせ願いたいと思います。

○長岡参考人 今体外受精が実施されておる機関で、ヘットに行く方がお金をたくさん取れるとか言いますけれども、やはり産業動物に來ていたらしく獣医さんは産業動物が好きで、それぞれ使命を持って入ってきていただいています。特に最近採用に歩きましても、やはりどうして産業動物をやりたいという獣医さんが結構いらつしまつます。だから、それをどうやって確保して定着させていくかが我々の課題だと思ってございます。

○長岡参考人 今体外受精が実施されておる機関で、ヘットに行く方がお金をたくさん取れるとか言いますけれども、この技術は、申し上げましたように畜産試験場で開発され、種畜牧場の協力によって子牛が生産されたわけでございますが、その後、この技術は県の畜産試験場等に普及してしませんけれども、この技術は、申し上げましたように畜産試験場で開発され、種畜牧場の協力によって子牛が生産されたわけでございますが、その後、この技術は県の畜産試験場等に普及してしまいました。それからまた、技術が移転されてまいりました。それからまた、一部飼料会社あるいは食肉会社等でも取り組んでおられます。そういう状況でございます。最近おられます。そういう状況でございます。最近おられます。

○長岡参考人 今体外受精が実施されておる機関で、ヘットに行く方がお金をたくさん取れるとか言いますけれども、この技術は、申し上げましたように畜産試験場で開発され、種畜牧場の協力によって子牛が生産されたわけでございますが、その後、この技術は県の畜産試験場等に普及してしまいました。それからまた、技術が移転されてまいりました。それからまた、一部飼料会社あるいは食肉会社等でも取り組んでおられます。そういう状況でございます。最近おられます。

○長岡参考人 今体外受精が実施されておる機関で、ヘットに行く方がお金をたくさん取れるとか言いますけれども、この技術は、申し上げましたように畜産試験場で開発され、種畜牧場の協力によって子牛が生産されたわけでございますが、その後、この技術は県の畜産試験場等に普及してしまいました。それからまた、技術が移転されてまいりました。それからまた、一部飼料会社あるいは食肉会社等でも取り組んでおられます。そういう状況でございます。最近おられます。

○長岡参考人 今体外受精が実施されておる機関で、ヘットに行く方がお金をたくさん取れるとか言いますけれども、この技術は、申し上げましたように畜産試験場で開発され、種畜牧場の協力によって子牛が生産されたわけでございますが、その後、この技術は県の畜産試験場等に普及してしまいました。それからまた、技術が移転されてまいりました。それからまた、一部飼料会社あるいは食肉会社等でも取り組んでおられます。そういう状況でございます。最近おられます。

○長岡参考人 今体外受精が実施されておる機関で、ヘットに行く方がお金をたくさん取れるとか言いますけれども、この技術は、申し上げましたように畜産試験場で開発され、種畜牧場の協力によって子牛が生産されたわけでございますが、その後、この技術は県の畜産試験場等に普及してしまいました。それからまた、技術が移転されてまいりました。それからまた、一部飼料会社あるいは食肉会社等でも取り組んでおられます。そういう状況でございます。最近おられます。

度に六百頭を数えるというところまで参つておるわけでございます。

この技術が今後どういうふうに普及していくかというお尋ねかと思ひますけれども、多分思ひますに、肉牛というものがその地域の農業の中で大変重要な基幹部門として重視され、各県とも非常に積極的に取り組んでおられますので、恐らく畜産試験場等でも取り組まれることになるのではないか、そこらが恐らく指導性を持つて取り組んでいかれるのではないかなどというふうに考えております。

それから、生産された受精卵が海外に出ていくことはないのかというお尋ねかと思ひますが、多分技術的に、それらの国々との間に検疫上の取り決めが将来できましたときにはあるいはそういう可能性がないとも言えないと思ひますけれども、我が国の牛産業といいますか肉牛生産者たちは、むしろ海外に出すよりも我が國の中で有効に使って、国際競争に勝てる、勝ち抜けなければなりませんから、そういうふうな活用に恐らく持つていいのではないか、生産者の合意といいますか世論といいましょうか、恐らくそういうふうな方向へと選択、誘導されていくのではないかなどいうふうに思います。

○小平委員 どうもありがとうございました。終わります。

○高村委員長 阿部昭吾君。

○阿部(昭)委員 今までの質疑を通じまして大変貴重な御意見をお聞かせいただいて、ありがとうございます。

竹内先生と長岡先生に伺いたいのであります。が、今まで技術の保護といつたのが、今も受精卵が海外に出はしないかとかいろいろなお話がございましたけれども、私の認識では、恐らく日本で今開発をした技術といったようなものは、どんどん世界的に広がっていくのだろうと思うのであります。ただ、日本で開発した受精卵そのものが出ていくかどうか、これは別の問題だと思います。そ

いう際に、例えば最近、国際特許であるとか、あるいは特許権を侵害したとかいうようなことが、いろいろな業界で大変問題になるわけでありま

す。あるいは知的所有権の問題であるとかいうような意味で、日本の畜産の中で非常に長い努力をされてここに持つてこられたものを、これから的是りようとして何か他の業界にあるようなそういう保護、こういうものがどのように整えられるものであろうかということを、両先生にお伺いをいたしたい。

それから、北海道は、私はやはり我が国畜産の非常に大きく発展をされておるところだと思います。その第一線で非常に御活躍なさっておられる森田先生に、今度の三法、この改正及び医療法の制定は、長い間の現場第一線の強い主張というものに基づいて今回された、こういうふうに私ども思つてはいるのでありますけれども、これで果たして十分なのかということになると、現場の方々、現場の立場からはいろいろな御意見があるのではないかというふうにも思うわけであります。この今回の法整備の次に何を現場第一線として求めいらっしゃるのであるかということをお聞かせ願えれば非常にありがたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○竹内参考人 御質問中の受精卵の移植技術に関するましましては、正直申しまして私の専門でもございませんので、そういう技術の維持といいますか、あるいはノウハウをどういうふうに日本で維持していくかというようなことについては、長岡参考人の方で御説明いただきたいと私は思いますが。知らない人間が余り言わない方がいいと思います。

ただ、一般的に獣医学研究成績ということに関しましては、通常は余りそういう秘密主義とか、あるいはノウハウをどういうふうに日本で維持していくかというようなことについて、長岡参考人になつたかどうかわかりませんが、一応お答えにいたします。

○森田参考人 このたびの法改正によりまして、産業動物臨床獣医師が直ちに確保できるとか解決する問題じやないと思つてございます。長い目で非常に有効的に働いてくると思いますし、そういうふうにしてやつておりますので、いわゆる工業関係でやつておりますよろなああいう問題医薬品の適正使用、これは我々に与えられていました。

ざいません。もちろん、必要なものは全部特許申請をするとかいうことは当然いたしますし、その特許申請のときは学会できちんと発表したといふことも当然必要でございますので、そういう手順を踏んで、そして学会で発表して、特許申請の

必要なものはそれをやりながら、その結果といふものはある程度公表していく、そして、同じことをしないで次の人が次のステップに進めるようにしていくということではないと全体が進みませんので、全般的にはそういう動きであると私は承知しております。

○長岡参考人 お答えいたします。

今後に予測されます技術の開発がどういうふうになつていくのかということはちょっと予測しがたいところもございますが、今までの開発された技術につきましては、体外受精に限ります限り、特許によりましてこの技術が大きな制約を受けて使えないといふところは今のところはございません。

○阿部(昭)委員 きのうも実は私、農水大臣や皆

さんと若干論じ合つたのでありますけれども、獸医師というこのお仕事、少なくとも今は六年間の専門の大学教育を受けて、そして現場に立つて現場は特に産業動物の獸医師さんは非常に少

い、確保が困難、こういう事態が起こるのは、帰するところやはり仕事はきつい、もう一つは待遇は必ずしも、こういつところにあるのだろう。私は、実は長い間農村をいろいろ駆け回つてきましたので、そういう思いを痛感しております。

表には出しておりませんが、建設省やその他

三省協定というのがあって、いわゆる報酬とか賃金の基準といふものがある。私の郷里は最近は少なくなりましたが、たくさん季節出稼ぎ者がが

やつてまいります。普通の農家の皆さんであります。こういう皆さんの平均報酬、賃金基準よりも政府の獸医師さんに対する補助単価の基準、一万二千円というのは実はちょっと低いのです。このことを言いましたら、それは三Kの出稼ぎ現場なん

る、現場に与えられている課題である。安全な食

品を提供するという大きな課題でございます。

で、そういう問題からいましても、さらには、診療時の保健衛生指導、事後指導でございますが、これも非常に大きな課題でございます。これがまた確保されると非常に農家自身もプラスになりますので、そういう意味では今回の改正は私どもとしては非常に大きく期待しているところでございまして、そう長い時間はかかるないかもしれません。ただ、先生おっしゃられました、次にどうい

うお答えになります。

ただ、先生おっしゃられました、次にどうい

う専門の大学教育を受けて日本の畜産をここまで持ってきた、そのほかにも今の食品安全とかいろいろな分野で大変な使命を果たしておられる獣医師さんに対する待遇としてはまだ改善されなければならぬのではないか、私はこんな認識を持っています。

○竹内参考人 まことに心強い御発言をいただきまして、獣医師をつくり上げている方としましては、一般論でございますが、そういう評価をしていただけるということは大変ありがたいことだと思います。

確かにおっしゃるとおり、特に現在受けている待遇と申しますか給料が非常に低いというものはございませんけれども、仕事の内容を考えますと、やはりこれは内容にしては低いのではないかと思う人がいても不思議はない私も思います。現実に私ども現場を知っていますけれども、確かに汚い、危険がある、そういう悪い部分もたくさんあります。ですから、それはそれなりに認めてくれているんだなということを学生なり獣医師が自分で感じたためには、やはり一つは、何もお金がすべての世の中ではありませんが、待遇であり勤労条件の改善でありということではないかと思います。それと同時に、そういうことがあったとしてもなかなかつらい職場でございますから、それが社会に役立っているという意識が持てるようになります。先ほどからお話をされておりました後研修その他を含めまして、あるいは今度の動物の保健衛生の指導ということも僕は生きがいを感じさせるのに大変いいことだと思いますので、そういうもの、三本柱になるかもしれませんのが、私はそういうものがそうういうことが大変大事なのではないかと思いますので、基本的にはおっしゃる部分はそのとおりではないかというふうに考えます。

○阿部(昭)委員 どうもありがとうございます。終わります。

○高村委員長 以上で参考人に対する質疑は終了いたしました。

この際、参考人各位に一言お札を申し上げます。

参考人各位には、貴重な御意見をお述べいただきます。

参考人各位には、御退席をいただいて結構でござります。ありがとうございます。(拍手)

午後一時から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時十五分休憩

午後一時一分開議

○高村委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

内閣提出、獣医師法の一部を改正する法律案、獸医療法案及び家畜改良増殖法の一部を改正する法律案の各案を一括して議題とし、質疑を続行いたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。前島秀行君。

○前島委員 畜産三法全体について見解を伺いたいと思うのですが、畜産業が我が国の農業の基幹産業部門に成長してきたということ、それから一般家庭における小動物の飼育の普及、動物愛護、こういう考え方が非常に高まってきました。そういう一方で、獣医師への社会的な要請、期待というものが高まつたのでありますから、片っ端からいわゆる小動物の方に集中をして、本来あるべき大動物、産業動物への獣医師のかかわり方が非常に少なくなってきた、こんなようないすれにしても、どんな職業であっても、そこに誇りを持つて国家国民のために尽くしている、そういう気持ちがなければ、どうも簡単に汗をかき、人生だとは思いませんが、しかし、さればそもそも高まつたのでありますけれども、片っ端からいわゆる小動物の方に集中をして、

私は人生だとは思いませんが、しかし、さればそういう気持ちがなければ、どうも簡単に汗をかき、人生だとは思いませんが、しかし、さればそもそも高まつたのでありますけれども、片っ端からいわゆる小動物の方に集中をして、

私は人生だとは思いませんが、しかし、さればそもそも高まつたのでありますけれども、片っ端からいわゆる小動物の方に集中をして、

私は人生だとは思いませんが、しかし、さればそもそも高まつたのでありますけれども、片っ端からいわゆる小動物の方に集中をして、

分な評価をされていない、こういうことに大きないます。

原因があるのかな、こんなふうにも思うわけあります。

そういう面で、大臣、畜産の振興あるいは動物愛護等々の高まりの中で、この獣医療を営利目的にすべきであるかどうかということを含めて、大臣の獣医師に対する認識といいましょうか、評価

というものを基本的に伺っておきたい、こういうふうに思います。

○田名部国務大臣 日本の経済の発展がいろいろなどころにいい結果をもたらした分野、あるいはそれによって起きてきたひずみといいますか、そういう両面があると思うのですね。特に、飼育動物をめぐる情勢というのも、ここずっと見てお

りますと、何といつても畜産業が我が農業の基幹的部門に成長発展をしてきた中で、獣医師の皆さんに求められる診療内容もまた大きま変わりをいたしました。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。前島秀行君。

○前島委員 今度の法改正で、いわゆる社会的要請、期待にこたえて獣医師の任務規定をした、こ

の規定を整備することにした次第であります。

○前島委員 重要なことであり、大切なことがありますけれども、そういう期待にこたえてもらうために、獣医師の任務に関する規定を整備することにした次第であります。

○前島委員 重要なことであり、大切なことであります。

○前島委員 重要なことであります。

今回のいろいろな法改正の中での、獣医師の皆さ

ん、とりわけ産業獣医師の皆さんにかかわっているそういう人たちの意見聞くと、もちろん非常に厳しい、労働条件が厳しい、同時に畜産行政といいましょうか、あるいは諸制度とぶつかってしまって、本来やりたい獣医師としての技量が發揮できないといふ面で、多々ぶつかるというのです。そうすると、やりがいといふような問題で一つの壁にぶつかって失望していつてといふ形があるわけですね。片っ方、ペツトの方は、いわゆる労働条件的なものを含めても、みんな来てくれるわけありますから、産業獣医師の方は出ていくわけです。雨であろうが、夜であろうが、何であらうが出ていく。その基本的な違いと同時に、来てもらう人はペツトを、人間とは違うでしきれども、何とかしてほしいというのがすべてであるわけであります。そういう面では、かなり相談事であるけれども、獣医師としての技量が十分發揮される場面が大きいわけですね。もちろん、聞くところによると、収入という面でも小動物の方が大きい、こう言われる。やはり今言われている産業動物の獣医師を確保する、経済的側面と同時に、一生懸命学んできた獣医療を十分發揮できる等と絡んでくるような気が私はするわけあります。

そういう面で、やはり畜産行政の中で、あるいは畜産政策の中で獣医師の存在、獣医療というものをどう位置づけていくのか、ここが片方で非常に大切なことではないだろうか。このことをいろいろな角度から具体的に実践をしてといましょ

うか保障をしていかないと、どんなに叫んだって、どんなに任務規定とかをやつたって現実問題

としてはなかなか難しいよといふのが偽らざる現

場の獣医師さんの声だといふうに私は受けとめ

るわけであります。そういう面で畜産政策における獣医師の位置づけ、その辺のところをひとつ基

本的に聞かせていただきたい、こういうふうに思

います。

○赤保谷政府委員 日本の畜産は、食生活の高度化等を背景としまして、これまで順調な発展を遂げてまいりました。日本の農業の基幹的な産業にまで成長しておるわけですが、この間、産業動物獣医師の皆さん方は、家畜の健康を保持する、損耗を減少する、そういうことで畜産經營の安定なり生産性の向上、そういった畜産振興に非常に大きく貢献をしてきたところでございます。特に近年、国際化が進んでいた、我が国の畜産をめぐる事情もいろいろ問題が出てきている、そ

ういう中で多様化、複雑化する疾病による損耗の防止が一段と重要な問題になってまいりますし、安全な畜産物の生産の確保など、消費者の安全性にに対する意識の高まりという意味で非常に重要な問題であります。

さらに、新しい技術であります受精卵移植等による家畜の改良の促進を図る、そのためにも、産業動物獣医師による適切な診療の提供、保健衛生指導等がより一層重要な問題になっています。

このため、今後とも獣医師がこのような要請に的確に対応いたしますとして、獣医師に課せられた任務を十分に果たしていくことが、日本の畜産の発展のために必要不可欠であると思います。

そういう意味で、先ほど先生お話をされました獣医師さんの処遇の問題、いろいろ制約もございまますけれども、日本の畜産の発展のために進んで

いるわけですが、この千名というのはいろいろな面を考え、これからのこととも考えて、実態から見て適正の規模なのかどうなのか。それから獣医師さんの平均所得は大体どのくらいなんだろう

か。特に、大きな基準といいましょうか、影響を与える農業共済獣医師さんの所得といいましょうか、それは、どんなところあたりに標準を

当てているのか、どんなところを基準にして、そ

の辺が出されているのか、その辺の取り巻く一般的な状況について、ちょっとと報告をお願いしたい

と思います。

○川合政府委員 共済のお話がありましたので、私の方からそれを先にお話しさせていただきま

す。

共済団体の獣医師さんの給与につきましては、一般職員とは異なる勤務の特殊性ということで、地方公共団体などの類似業務に携わる者との均衡

に配慮して、適正な給与額になるよう従来から指導しているところでございます。

ちなみに、平成三年度の年間給与、これは本俸のみでございますが、都道府県の家畜衛生試験場

の獣医師さんが年間平均三百十八万三千円というのに対しまして、ほぼ同一年齢の共済団体の獣医師さんは平均三百二十六万二千円というようなこ

とにござりますので、ほぼ同等の水準というふうに考えてよろしいのではないかと思つております。

○前島委員 具体的に産業獣医師の不足、確保を

お願いしているところでございます。

最初に、最近の状況を一、二聞かせていただきたいのですけれども、要するに最近の獣医学生の動向といいましょうか、新卒の傾向。それから、

新卒者は大体年間千名ぐらいだというふうに聞い

ています。

○赤保谷政府委員 獣医師さんの人数の問題で御質問がございましたが、平成二年度における獣医系学生の就業状況を見てみますと、千九名の卒業者があります。

小動物開業獣医師の二五・四%、次いで製薬会社を始めとする会社関係が二〇・三%、都道府県の職員が一五・九%、農業共済団体が八・七%等と

なっております。

六年制教育を受けました新規学卒者が初めて就業をいたしました昭和五十九年度以降の新規学卒者の就業状況を見てみますと、ほぼ千名前後で安

定的に推移をしていているところでございます。

六人といふこの辺の数字といいましょうか、目

標、いわゆるこれからつくるであろう基本方針に

かかわる問題だらうと思うのですが、その辺のと

ころを基本的にどういう目標としてこれからやろうとしているのか。このままでずっとといきますと、明らかにペツトの率がどんどんふえていくことは間違いない。現在でも多いというのに、昨年でいいますと二五・四%というわけありますから、多くなっている。片つ方ではもう産業動物の方の率はどんどん落ちている。そういうことになると、産業動物に携わる個人診療の医師の皆さんには最低このくらいは確保したいという一定の目標みたいなものがないと、具体的なこれから施策といふものはできていかない。こういうふうに私は思つわけあります。

今度の法改正の基本方針のところに携わる問題だらうと思うけれども、その辺の大まかなといいましょうか、基本的な目標みたいなものをひとつ聞かせてほしいというふうに思います。

○赤保谷政府委員 今度の計画制度では国の基本方針と県の計画ということになつております。国のお計画におきましては、物の考え方などといふものを書くことにならうかと思います。

県の方で定める獣医師さんの確保の目標といふますが、そちらの方はかなり横み上げになるといふようなことを考えております。というのは、それぞの地域の実情、県もとの程度の区域に分かれていますけれども、動物の飼育状況、疾病的発生状況、それからその地域での治療施設の有無、あるいは獣医師さんの参入、退出、リタイア、今何歳ぐらいの獣医師さんがおられて、何年後ぐらいにはその方はどうもりタイアしそうだ、そうするところには一人補充しなければいけない、県計画ではそういう積み上げを頭に置いた計画になる。

○前島委員 言葉となれば説明はそななるのだけれども、あとは県任せ云々というわけには実際問題いかないと思うので、それ以上のことは聞きませんけれども、やはりこれからの畜産の振興状況、それに必要な獣医師との兼ね合いの

問題、あるいは学校、新卒の生徒の問題、あるいは公務員等々との兼ね合いの中で、それぞれにどう配置をしていくのかという一定の目標を立てるのが国だと私は思うのです。そのためには現状が変わっていく、政策的に誘導していくかというのも、やはり基本的には国が立てなくてはいかぬことなので、まあ基本方針の中で、これからその辺のところは根底にあつて立てられるだらうと思いまますから、これ以上の質問はしませんけれども、そういう面で、要するに基本的な問題は、産業動物の方にどう政策的に誘導するか、こういうことが大きな柱であることは間違いないと思うのです。

そうすると、教育面といいましようか、学生に対する対応といふものが一つあるだらうし、あるいは直接産業獣医師に携わっている人たちに対するいろいろな施策といふものがあると思うのです。

そういう面で、まず第一に学校教育。これは文部省にかかる問題で、どうやらども、いろいろな現象を見ると、女性が多いとかあるのは都会の学生が多いとか、現場との兼ね合いが非常に薄くなってきたとか、こういうことがいろいろ指摘されていますので、いわゆる学生に対する、学校に対する、産業動物へ獣医師を誘導するという意味での施策みたいなものは基本的にどういう対策を考えようとしているのか、その辺のところをひとつ。

○赤保谷政府委員 大学の学生が産業動物獣医師として就業することを促進するため、昭和五十三年度から、獣医師免許取得後、産業動物の診療等の業務に従事しようとする獣医学大学の学生に對しまして、修業資金の給付を実施しているところでございます。今年度、平成四年度からは、この給付年限あるいは給付額についても充実してまいりたい。今まで、六年制大学で三年生、四年生と五年生、六年生。一年、二年は給付しませんでしたが、三年、四年も四万円、五年、六年が六万円。今度一年から六年まで通じて十万円程度

の修業資金を貸し付けようというようなことも考えているわけでございます。
それからまた、産業動物の臨床技能の習得のために大学が実地研修を行うに際しまして、必要な場合には国家畜産改良センターの畜産を利用させることといった措置も講ずることいたしております。

いずれにしても、これは文部省ともよく連絡をとりまして、大学の学生に対しまして産業動物診療についての理解を深める、あわせて必要な技術の習得についてできる限りの協力をする、そういう形で獣医師さんの確保に努力をしてまいりたいと考えております。

○前島委員 確かに、奨学金を厚くして一年生のときからやるとなると、拘束できるのが九年間だ、こういうふうに聞いているのですけれども、それで決定的なかなどといふと、そうはいかない。学生対策、教育対策で産業獣医師に携わる人たちへの誘導ということは、必要なことは認めますけれども、正直言つて、どう簡単なものではない。結局は、やはり産業獣医師に携わってもらう人たちの待遇ということが決定的に、対策としては重要視をされてくるのではないだろうかと思うわけであります。

そういう面で、先ほども言いましたように、何といつてもこの六年間の大学教育を受けた人たち、あるいは厳しい労働条件で働いている、特に個人診療の、地域診療の産業獣医師の皆さん、特にこれら公務員が週休一日制になつてくるわけです。それで、先ほど聞きましたと、共済の方の皆さんの給与が大体公務員に準ずるような形になつてくると、そうすると、家畜共済の点数もそれだけです。それで、家畜を取扱っている状況から見て、受益者負担、農家負担ということは、どう簡単にできるものではありません。それなら診療報酬の値上げができるだけです。

しかし問題は、その家畜共済の場合、診療報酬を上げると受益者負担といふものがついて回る、ここが難しいところだらうと思うのです。現在の家畜を取り扱っている状況から見て、受益者負担、農家負担ということは、どう簡単にできるものではない。それなら診療報酬の値上げができるだけです。

例えは、ある人に言わせると、廢用の共済の部分と疾病にかかる日常の治療の部分を分けてみたらどうかとか、あるいは日常の診療にかかる費用を計算する場合、私たちは自由診療の方は、獣医師さんの側から見ると自由診療にした方が私たちは自由にできるという議論がありますから、当然個人診療の獣医師の皆さんの収入と運動してくるわけですね。同じ獣医師の中であつて、公務員関係の皆さんは週休二日制になるし、わち國庫負担で賄つて共済掛金の中で処理をしなくて、みたり、あるいは全体の診療といいまして、この枠を広げていくとか、そんないろいろな工夫があつてしかるべきではないだろうかといふ

するに、個人診療の獣医師さんというのは、私も休んだことはないと言つてはいるけれども、三百六十五日ほとんどあります。

あるいはまた、同じ獣医師さん同士で、そういう公務員に働く人たちと皆さんの労働条件の差といふのはたくさん出てくるような気がするわけであります。

気が私はするのです。

そういう面で、この診療報酬を値上げする、しかし受益者負担にならない何か工夫がない限り、私は前に進まないような気がする。そしてすぐ、診療報酬の値上げというと三年ごとに見直しますからということなんです。三年ごとに見直すというのは今までずっとやつてきたことなのだから、何もそんなに事新しいことではないので、獸医さんの処遇改善のための手だてといふうに言いつづれないと私は思うのです。何か一步踏み込んだその辺の改善策、診療報酬値上げ策がないとどうしようもないんじやないかなというふうな気がするのですが、その辺の工夫はあるのかないのか、ひとつその辺のところを経済局長の方、共済の方のあれですから。

○川合政府委員 先生御指摘がございましたように、共済につきまして、診療の技術料等といふような形で見直しを行つてきているわけでござります。今先生まさに御指摘のように、これは非常に高い国庫補助率はございますが、全体として掛金が上がる方向で行くということは御指摘のとおりでございます。

私たち、共済事業を持つて立場から申しますと、一つはこの共済事業、ある種の保険と言つてもいいと、これはやはり畜産經營の中でそれなりの評価といふものが与えられてしかるべき、今もう与えられているわけでございますが、そういうものだと思っております。やはりこれら企業的な經營といいますか、そういう經營が畜産で行われていけばいくほど、こういう保険的な考え方、保険のコストといふのはかかるべきでござりますので、一つは、これは今でもやつているわけでございますが、予防事業と申しますか、事故をなるべく少なくするという方向で、これはもちろん共済事業あるいは共済団体だ

けでできる話ではありませんが、そういうところから何かアプローチすることができますかといふことが一つあるかと思います。

それから、今先生がおつしやられました診療あるいは疾病も含めまして、その中の分担をどうするかという問題もあります。ただ、ころうかと思ひます。その辺、私どもも今の先生のお話をいろいろ検討させていただきたいと思います。されども、私どもの立場からいいますと、やはりいろいろな、恐らく両方向からの御意見があるかと思います。その辺、私どもも今この先生の話をお話をいろいろ検討させていただきたいと思います。

○前島委員

いわゆる農家負担につながらないよ

うな改善策ということになると、結局国の援助といふところにぶつかってしまうわけなんなります。そういう面で、今その国庫の負担が、牛とか馬の方の場合が二分の一だと等といふ率を、私はそう簡単に変えられるものではないとは思つけれども、例えばこういう家畜共済にかかわるいろいろな部分で、すべて共済という枠の中にくるのではなくして、そこをある程度分離して国補助をつけることによって、農家負担にならない診療報酬の値上げといふ、何か工夫が私はあらざるような気がしてならないわけなんです。そうしなければやはりどうしてもその辺のところの改善は成らない。基本的にこれ以上獣医の皆さんの所得を上げる必要はないという認識ならともかくでなければやります。

すけれども、私は、先ほど聞いた大体の平均の所得を上げる必要はないという認識ならともかくでなければやります。

第一條で、任務規定として新たにこの保健衛生の向上をとることなんであります。

それから、次に聞きたいのはいわゆる保健衛生の向上であります。

第一條で、任務規定として新たにこの保健衛生の向上が示されています。そして二十条の中で、保健衛生の向上のために獸医師に指導といふものを義務づける形になつていて、それから、次に聞きたいのはいわゆる保健衛生の向上が示されています。そして二十条の中で、保健衛生の向上のために獸

業の中で組み込んでいくことになりますと、既に今この体系の中で国庫助成はかなり高い水準にあるわけでございます。したがいまして、その外と申しますか、それ以外の形で何か考えられるかになりますと、私どももやつて

おります損害の予防といふ面、これはもちろん共済事業の中でやることにつきましては限界があるわけでございますが、これを全体としてどういうふうにやっていくかと、どうも共済事業についての仕事の中での点をやつしていくということはありますかと思つております。

○前島委員

その共済の枠の中で処理するということは、私もその率を二分の一をどうのこうのい

じらなければできないということはわかるのでありますけれども、それだけでは全然具体的な処遇改善ができないんで、その辺の共済の枠と、國の行政を支援する中でやつていくというふうな点で、いすれにせよその改善策が絶対的に必要だろう、

こういうふうに思うんで、共済のサイドでの改善と、それから畜産行政を進める中での獣医師への改善策ということをぜひこれからも追求をしていただきたい、こういうふうに要望をしておきたいと思います。

それから、次に聞きたいのはいわゆる保健衛生の向上であります。

第一條で、任務規定として新たにこの保健衛生の向上が示されています。そして二十条の中で、保健衛生の向上のために獸医師に指導といふ

保健衛生といふものとその辺の経済性、経済動物を扱うというものが対立する場面がなきにしもあらずだらう。こういうふうに私は思うわけでありますけれども、そういう面で、まず第一にこの保健衛生の向上とということを言つてるのであります。

○赤保谷政府委員 ただいまお話をございましたように、今度の改正では、目的の中に保健衛生の事項を、第二十条で保健衛生の指導を義務づけております。

その具体的な内容といふことでございますが、いろいろござりますけれども、伝染病の発生状況等を考慮した的確なワクチン接種の指導、これも先ほどの損害軽減につながる話だろうと思います。保健衛生といふのはいろいろな意味で事故の減少につながると思うのですが、それから迅速な疾病治療を行うための疾病的早期発見、これもきょう午前中参考人の方からございました、治療よりも予防が大事だ、早期発見に関するそういう指導、それから病気の蔓延を防止するための畜舎の消毒方法等についての指導、さらには動物の健康状態等を考慮した上で飼料の、えさの給与に関する指導、そういうふうなことがあります。

○前島委員

そうすると、具体的に保健衛生の向

上の効果あらしめるということになると、いわゆる予防診療といふことが大きなウエートを占めるわけであります。私は、この保健衛生向上といふ任務規定は、獣医師の皆さんの方に及ぶといつましょか、かかるるということは当然だろう、こういうふうに思うわけでありますけれども、先ほど言いましたように、産業獣医師の方の皆さんにとってはやはり経済性が伴うわけであります。

部が産業動物、経済性といふものが伴つてくるわけでありますから、この予防衛生、予防診療と

いうところをやるやうな、これは非常に微妙になつてくる。経済性といいましょうか、そういう側面と、医師としてのこの予防診療、保健衛生を効果あらしめるための診療などうところで、微妙にそこのところが分かれてくる側面があるわけであります。

そうすると、獣医師の側から見ると、その診療といふものがびしつと共済だとか別の方法で補償されるといいましょうか、診療報酬という形でもつて、あるいは技術補償という形の中で制度化されない、今期待するようなことを具体的にできるだろか。あるいは獣医師が保健衛生の任務として、義務としていろいろやる過程の中で、そこを効果あらしめることができるだろかといふに思うわけあります。その辺の予防・治療を求めるそれぞの診療業務の中に共済という制度があるのか、そこの適用範囲になるのか、あるいはほかの診療報酬という形の中で補償されるのか、すなわち獣医師の技術補償というのが具体的に出てくるのかという点を、ちょっとその辺のところを確認させていただきたい。

○川合政府委員 制度的に申しますと、これは先生御承知の点でございますけれども、農業災害補償は、不慮の事故によつて受けることのある損失を補てんするということになりますので、損害が生ずる以前の予防に関する経費は給付の対象にならない、こういう原則でございます。したがいまして、損害防止については、具体的には組合などでやつている場合は組合が負担をいたします。ただ、農家の飼養管理技術の向上だけでは防止できないような特定の疾病につきまして、特定損害防止事業というよつた位置づけがございまして、これは法律上の位置づけでございますが、これにつきましては国が六割を負担するというようなことで、かなりの範囲でこの事業をやつているという仕組みになつております。

○前島委員 結局、もともと予防というのは保険の対象になるかならないかというところは議論があるのであるところだろか、こういふことはわかつておるので

ありますけれども、やはり予防診療ということが重要だということになつてくると、なかなかそことのところが現実の問題としては対象にならないだろし、効果を求めるためにはそこのところの十分な治療といいましょうか、あれが必要だというところに、どうしてもしようがない、ぶつかるのありますけれども、ぜひその辺のところは、いろいろな角度での対策の中で、予防診療を効果あらしめる、そのためには、それに携わる人たち、特に個人の地域の獣医師の皆さんにそれが評価されるような工夫をぜひしていただきたい。そうしないと具体的な効果は上がらないのではないかどうか、こういふに思つておるわけであります。

次に、家畜改良増殖法の関係について、まず何をいたいと思うわけありますけれども、いわゆるきょうの午前中の参考人の皆さんの意見でも、対外受精はやはり画期的な一つの成果だといふように言われているわけあります。かなり高度の研究の成果だ、こういふに評価されるわけありますけれども、片方で、獣医師の皆さん等々から聞きますと、その技術というものが必ずしも十分に下の方に普及し、評価されているだろかという点は、私はまだ心配だという声を聞くわけあります。

例えは、体内受精にせよ体外受精にせよ、採卵技術の問題だとかあるいは凍結技術の問題だとか、人工哺育の問題だとか、あるいは体外受精でいうと受精卵の生産率等々、まだまだ技術的に研究の余地があつたり、あるいは研究の段階から実施の段階へいくと、現場の十分な技術の普及といふものが必要ではないだろかという意見も、片方で聞くわけあります。そういう面で、この体内受精、体外受精の技術上の問題点、課題あるいはその普及というところをまだこれからやるべきであるのではないか、現場の方の声としてあるわけなんであります。その辺の技術のさらなる充実とその普及といふ面で、その点の見解をひどつ聞かせていただきたい、こういふに思いま

す。

○赤保谷政府委員 農産の新技術のうち、家畜の体内受精卵移植技術につきましては、昭和五十五年度に実施機関は十九ヵ所ございましたが、それが平成二年度には二百四十一ヵ所にふえております。この技術による産子の数ですが、七十三頭から五千九百十二頭に飛躍的に拡大しております。

それからまた受精卵移植に関連する技術として、既に受精卵の、これは長期に広域的に流通する凍結受精卵、こういう技術が実用化されておりまますし、また双子の生産効率を非常に高める、そういう技術も確立されております。

さらに、屠体の枝肉評価の結果を踏まえまして実施することが可能であります。効率的な家畜改良増殖を可能とする体外受精卵移植技術、これにつきましては、平成二年度に七十六ヵ所、生まれた子供が六百二十一頭、そういう形で実用化の段階に達していると思います。

その技術上の問題点、課題ということですが、家畜体内受精卵の場合には、採卵で一回当たりに回収される正常卵數これが不安定であるといふことがあります。

こと、それから体外受精卵の場合には、卵巣一個から生産される正常卵、これは今は大体二個程度だ、その程度にとどまつてゐるといふこと、それから受精卵の凍結、融解、解凍、そういう技術がまだ改良の余地がある、それから一層の受胎率の向上、これを図つていく必要がある、そういうこと、それが何よりも悪く売れる、悪いものは安く売られることが多いものと悪いものとありますから、幅はまだ改めて改められるべきであります。ですから、その技術水準を前提として、形

くのか、その辺のところをぜひ聞かせていただきたいと思うのです。

○赤保谷政府委員 まだ体外受精卵の移植については始まりたてで、相場というものがあるのかないのか必ずしもはつきりしませんけれども、体外受精卵の生産コスト、これは一定の前提を置けば

計算はできるわけです。それは生産規模等によつて異なるわけとして、それで一概には申し上げられませんけれども、現在の技術水準を前提としてあります試算をすれば、一万から二万円程度になる

のでないか、そういう見込みでございます。それで、その体外受精卵の販売価格、これは製造コストとは別でございまして、体内受精卵と同様に父親の牛、母親の牛、その評価水準等によつて相当な幅が生ずると思います。ですから、その幅が生じますけれども、受精卵全体の供給量の増加あるいは体外受精卵技術の向上等によって、形

質にもいいものと悪いものとありますから、幅はあつても、だんだん平均的な価格といふのは低下

と申し上げられない、要するに需給のバランスとだらうと思ひます。

○前島委員 特に現場への技術上の普及といいましょうか、指導という点をぜひこれからお願いします。

○前島委員 特に現場への技術上の普及といいましょうか、指導という点をぜひこれからお願いします。恐らくこれから講習等々あるいは資格試験等々の過程の中でするだらうと思うけれども、ぜひ現場への指導というところをいろいろ形で強めていただきたい、こういふに思います。

それと、特に体外受精卵の価格の問題、これが一体今どのくらいの状況なのか、そしてこれからかなり普及していくであろうこの体外受精卵の価格というのは一体何で決めるのか、どうなつてい

るためには、何かなりの注意といいましょうか、配慮が必要なような気がしてならないわけではありません。体内受精以上に体外受精といふのは、それがわかつてくるということで画期的な評価ができるという御意見があつたわけですね。そうすると、かなりコストといいましょうか、価格といふものが正常に働いて適正な価格になればいいと私は思うのですけれども、そこを適正な価格にす

るためには、何かなりの注意といいましょうか、配慮が必要な気がしてならないわけであります。体内受精以上に体外受精といふのは、受精卵をつくるという商品といいましょうか、そ

で、これからいわゆる需要と供給という関係の中で、結果でてくる肉質の評価によって正しく評価さればいいのですけれども、あるいは別な要因が働いて不当な価格になる心配がなきにしもあらずだうというふうに、私は思うところなのであります。

そういうものとの兼ね合いの中で、登録業務との関係あるいは獣医師の診断書というのですか保証書というのですかと、卵巣の一体性の問題等々をびしつと管理をしたりしないと、そのところが私は非常に心配なような気がするわけです。何かこう独占的なというか、一方的な価格のつり上げ現象というようなものがないと限らぬよう気がするわけであります。

この登録業務あるいは診断書を取り出した卵巣の一体性の問題、それとその卵巣の価格形成といふものとがうまくかみ合わなくてはいかぬではないだろうか、それが正当に価格として出てこなくしてはいかぬではないだろうか。そういう面でかなりの注意と工夫が必要だうというふうに私は思っているのです。それを単にコストでできるだろうとか、あるいは需要と供給の関係ができるんじゃないかという単純な形ではいかないのだろうと思うので、その辺の対応を求めていたと思つてゐるのであります。しかし皆様方で工夫をしてもらいたい。こういうふうに思つておられますけれども、その辺の考え方をちょっとと聞かせてください。

○赤保谷政府委員 一つの方法というか、登録をする、それによつて評価がある程度できるという問題はあるうと思ひます。

家畜の卵巣を採取する過程で登録ができるかどうかですけれども、今は生まれた子供ですけれども、体外受精卵を登録できるかどうかという問題なのですが、家畜卵巣を採取する過程におきまして、獣医師または家畜人工授精師がその卵巣を採取する家畜について個体、血統の識別を行つておる。また、未受精卵の採取、処理、体外受精等の生産過程においては、ずっと同じ獣医師また

は家畜人工授精師が引き続き処理等を行うことによりまして、個体、血統の識別を確実に担保しておる。このため個体、血統を明確にすることが可能であります。登録に支障を来すことはないとうふうに考えております。ですから登録はできる。

また、体外受精卵を譲渡する際に、血統等を記載する欄を設けた体外受精卵証明書の添付を義務づけまして、登録事業に対応できるように措置することといいたしたいと思つております。

○前島委員 ともあれ、公平に正當にできるような形、評価されるような形をぜひいろいろな面で指導をしていただきたい、こういうふうに思います。

それから次に、体外受精を含めて人工授精がかなり普及するであろうと思うのですが、この人工授精師さんの任務といいましょうか、分担といいましょうか、あるいは獣医師さんとの兼ね合いの問題というのがあるうと思つております。人工授精師というのはかなりの人数の人が多いらしいやうやく、日本畜産行政の中、生産活動の中でも重要な役割も片つ方で獣医師さんと一緒に果たしているだろう、こういうふうに私は思つています。

そういう意味で、これから体内、体外の人工移植が進んでくると、家畜人工授精師さんをどう任務づけていくらいいのだろうか。あるいは獣医師さんとの任務の分担といいましょうか、それをどう整理をしていったらいいのだろうかという問題が双方にできてくるわけであります。

そういう意味で、例えばこれは人工授精師さんの方の希望として、妊娠鑑定も授精師ができるよにはできないだうかとか、あるいは家畜受精卵採取も人工授精師さんでできないだうか等々の意見もあります。現在の考え方からすればこれ無理だということはわかるわけでありますけれども、いずれにせよ、人工授精師さんと獣医師さんの問題でござりますが、体外受精にも携わることができるといふことになつてゐるわけです。

そこで、講習会を受けやすくできないか、こういったものを明確にしておいてほしい。そして同

に思つので、そういう点と、もつ一つ、これから受精卵移植の講習の開催が出てくると思うので普及してくれば、この資格を取つて積極的に貢献をしたいという人もこれから出てくるだろう。そういう人たちを積極的に採用していくことが最も重要なことだうと思つわけであります。

そういう面で、この講習のあり方の問題は政令で決めていくといふになつてゐるわけでありますけれども、二十日間とか三十日間、資格を取るために拘束されると、現に授精師さんにいろいろな影響が出てくるとか、そういう意見も片つ方あるわけであります。そういう面で、この体外受精の技術を生かしてそれを獣医師さんとともに人工授精師さんがやつしていくためには、授精師さんの受験条件といいましょうかをある程度考慮してやつて、受けやすい体制をつくつてやるということも片つ方で必要ではないだうかといふふうに思つてあります。

人工授精師さんの任務の問題と、受験、受講に対する何らかの支援といいましょうか、条件を考慮するというふうな面での工夫があるかないか、その辺のところをちょっとと聞かしていただきたいと思います。

○赤保谷政府委員 家畜人工授精師と獣医師の役割分担といふか職域分担といふか、それは基本的に診療行為に当たる業務は獣医師さん、そうでない行為については家畜人工授精師で一定の資格を持つておられる方はできる、一言で申し上げればそういうことです。

今回、体外受精卵移植も法律上位置づけましたが、そういう考え方で一貫をいたしております。人工授精師の方、今まででは人工授精と体内受精だけだった。今度は体外受精も含めた講習会を受けただければ、獣医師さんと役割分担を決めておりますが、体外受精にも携わることができるといふことになつてゐるわけです。

は、人工授精師が新しい資格を取得するため講習会を受ける、そういう時に、これは当たり前であります。そのため個体、血統を明確にすることが可能であります。登録に支障を来すことはないとうふうに考えております。ですから登録はできる。

しかしながら、受精卵移植の普及のために優秀な技術を持った技術者の養成が重要であるといふことは当然でありますので、講習を受けやすい環境づくり等などいうことがあります。だから講習会とのバランス、並びにものもあるいは機関が保障する、講習会の受講経費を負担するのが一般的ですが、個人の開業している人工授精師さんが新しい資格を取得する、そのことは収入源の範囲を拡大することになる、商売が広がるわけですから。そういうことであります。それにかかる費用は新しい業務を通じて回収することがであります。普及してくれば、この資格を取つて積極的に貢献をしたいという人もこれから出てくるだろ

う。そういう人たちを積極的に採用していくことが一般的ですが、個人の開業している人工授精師さんが新しい資格を取得する、そのことは収入源の範囲を拡大することになる、商売が広がるわけですから。そういうことであります。それにかかる費用は新しい業務を通じて回収することがであります。普及してくれば、この資格を取つて積極的に貢献をしたいという人もこれから出てくるだろ

う。そういう人たちを積極的に採用していくことが一般的ですが、個人の開業している人工授精師さんが新しい資格を取得する、そのことは収入源の範囲を拡大することになる、商売が広がるわけですから。そういうことであります。それにかかる費用は新しい業務を通じて回収することがであります。普及してくれば、この資格を取つて積極的に貢献をしたいという人もこれから出てくるだろ

う。そういう人たちを積極的に採用していくことが一般的ですが、個人の開業している人工授精師さんが新しい資格を取得する、そのことは収入源の範囲を拡大することになる、商売が広がるわけですから。そういうことであります。それにかかる費用は新しい業務を通じて回収することがであります。普及してくれば、この資格を取つて積極的に貢献をしたいという人もこれから出てくるだろ

時に、畜産行政を振興する、立派な日本の畜産を作り上げることが、結果において獣医師さんのいろいろな形を保障することになるだろうし、産業動物への誘導という結果になるだろう、こういうふうに思うわけであります。

そういう面で、大臣に、最後に畜産行政における獣医師の位置づけとこれから畜産行政に対する御見解を伺つて、私の質問を終わりたいと思います。

○田名部国務大臣 車の両輪であろうと思うのであります。したがつて、ペットの方は非常にふえておる。こういふペットを飼う家庭というのは大体が裕福な家庭でありますから、当然高い診療費を払う。ということを見ますと、畜産業もこれ自体で本当に経営が安定していくといふことになる」と、獣医師さんの方の生活もさらに向上していく、こういうことにならうかと思うのです。

ただ、決定的に違うのは、米の方は消費がどんどん毎年減つておる。畜産は逆にふえておるのでですね。やはりこれを本当に生かしていくかきやいかぬし、特に食生活が高度化し多様化しておりますことから、今申し上げたようにまた相当伸びが期待される。したがつて、零細であつたものから基幹的な部門まで発展してきたということもそのとおりであります、自由化の影響を受けた厳しい状況にあることもまた事実でありますし、そのためいろいろな手立てをいたしておるわけであります。

しかし、何といつても、やはり今お話しになりましたように、畜産経営の健全な発展を図るために、生産から流通、消費にわたる各般の施策を総合的に整合性を持つて実施することが非常に重要であります。一方では家族的な経営でやる方々もおりますが、それはいろいろなものと兼ね合わせて経営をして、畜産の安定も図っていく。画面あらうかと思うのです、規模を大きくしてやる面

と。

それから、受精卵移植技術等の畜産新技術の実用化、普及。これは徹底してこれから力を入れていく分野であろう、こう思います。

また、合理的な流通体系の確立。これは家畜の市場、产地の食肉センターの整備等を図つて、そして消費の拡大。これは今までの伸びを見てさらに伸びが期待される分野でありますから、質、量、そういうものを高めながら、いずれにしても畜農家がみずから、余り世話をならぬで本當は独立してやつていける、そういう状態をつくることが私たちの仕事であるうと思います。

また、自由化になったことでまだ元気をなくしているのではなくて、幾らか輸出も出てきておるようでありますから、世界各国、主要国にはたくさん日本人がおりますので、もつともつと海外に目を向けて輸出もしていく、競争して負けない、こういうこともまたこれからの大重要な課題であろう、こう思つております。

○前島委員 終わります。

○高村委員長 石橋大吉君。

きのうから我が党でも五人目の質問になりますので、主要な問題点はほとんど言及をされて、もう余り議論をすることがないかなという感じもしないことはないですが、きのうから専ら、私どもの委員の質問もそうですが、各党の委員の質問も、産業獣医師の確保をどうするか、こういうところに論議が集中をしているわけあります。

しかし、何といつても、やはり今お話しになりましたように、畜産経営の健全な発展を図るために、生産から流通、消費にわたる各般の施策を総合的に整合性を持つて実施することが非常に重要であります。一方では家族的な経営でやる方々もおりますが、それはいろいろのものと兼ね合わせて経営をして、畜産の安定も図っていく。画面あらうかと思うのです、規模を大きくしてやる面

業協同組合、農業共済組合に勤務する二千九百四十七名の獣医師の処遇の現状。特に、都道府県など公務員としての処遇を受けている獣医師と比較して給与の水準、退職金、年金等の処遇がどうなっているか。

ここで非常に重要なのは、農業共済組合などに勤務する獣医師さんについても、建前としては公務員の水準は確保されている、こういう話を聞いているわけですが、私が想像するのに、恐らく初任給は同じだろ、しかし勤務年数が長期化するに伴つてその後の昇給昇格制度などの違いを反映して、勤務年数が長くなるに従つて恐らく格差が開いている、そういう実態ではないかと思ひます。が、その点、資料があるかどうか知りませんけれども、あればこの点についても明らかにされたい。

それから次の問題は、民間団体のうち、特に会社勤務の獣医師二千八十五名ありますが、この会社勤務の獣医師の処遇の現状と今言つた都道府県、市町村、農業共済組合などに勤務する獣医師の処遇との比較。

私が地元で聞いた話では、余り正確でないのですが、製薬会社などに勤務をしている獣医師の月収と地方で勤務している産業獣医師との月収の差は七万円ぐらいあるというような話もちよつと聞いたのです。この辺、余り正確ではありませんが、そういうことがありますので、そういう状況があるとすれば、どう産業獣医師、産業獣医師と言つても、集まるところはやはり民間会社に全部行つてしまふ、こういうことになると思いますので、その点はどうなつてあるかといふことがもしわかれれば聞きたいわけであります。

まず第一に、獣医師の処遇に関して、都道府県、市町村などに勤務する、いわゆる公務員として勤務する獣医師の公務員給料表の適用別人員の数。例えば、一般行政職が何名、医療職給料表が何名、研究職の給料表適用者が何名、その他何名、こういうふうに実態かもしかつておれば、お伺いしたい。これが一つ。

ささらに、民間団体に勤務する獣医師のうちで農業協同組合、農業共済組合に勤務する二千九百四十七名の獣医師の処遇の現状。特に、都道府県など公務員としての処遇を受けている獣医師と比較して給与の水準、退職金、年金等の処遇がどうなっているか。

か、こういうお話をございます。

都道府県の獣医師職員の給料表につきましては、本府畜産課等の行政部局にあっては主に行政職(一)、行(二)が適用されております。それで、家畜保健衛生所とか保健所等にありますては主として医療職(二)が適用されている。それから、畜産試験場等の試験研究機関にあつては研究職が適用されています。

今先生、人数はどうかというお話をございません。それで、都道府県、県別ですが、畜産課で行(一)が適用されているのが三十六県、医療職(二)が適用されているのが十一県。それから畜産保健衛生所では行(一)が適用されているのが五県、それから

医療職(二)が四十二県。それから畜産試験場ですが、これはすべて研究職、四十七県でございまして、初任給ですが、十九万円程度のようございます。それから同じ聞き取り調査ですけれども、都道府県公務員、それから農業共済団体にありますては、小動物、個人施設とほぼ同様の十七万円程度であります。研究職として製薬会社に勤務する者よりも若干低い、そういうような状況でございます。

今もお答えがありましたように、行政職で行政上の管理監督の立場にあるような仕事をしている人が行政職(一)の適用があるのは、これは至極当然と言えば当然ですし、行政職(二)の場合は最後の方がかなり高くなりますから余り問題はないようあります。それから研究職の関係も、研究機関に勤務をしているという性格からいましても、そ

こういうことですが、一番問題なのは、第一線の現場で働いている農業共済組合などに勤務する獣医師さんの待遇であります。

県の獣医師さんに適用される給料表についても、島根県の場合は、先ほどお話をありました医療職給料表の(2)の関係の適用があつてあるわけであります。今話を聞きますと、やはり全体の傾向としても、現場で産業獣医師として活動されておる部分の獣医師さんは主として医療職給料表の(2)が適用されている傾向が多いのじやないか、こういふうにも話を聞きましたが、御承知のとおり、この医療職給料表の(2)というのは、本来、薬剤師、栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、歯科衛生士、歯科技工士、あんまマッサージ指圧師など、いわゆる医療技術職員に適用される給料表であります。

獣医師等の給料表の適用については、かねい

ろいろ問題がありまして、昭和四十七年九月二十五日の自治給発第三七号「地方公務員の給与制度等の適用について」の自治事務次官通達によりまして、「薬剤師、獣医師の医療職給料表(2)の適用については最近における機関の統合、組織の拡大などにより、職務内容が複雑化している実情にからみ、現行の国の行政職給料表(1)の八級(旧三等級)に相当する等級を新たに設けることもやむを得ない場合もあると考えられる」、こういう次官通達による指導基準が示されているところであります。

しかし、先ほども話がありましたように、現在都道府県では医療職(2)表の七級、旧一等級を使用している場合もありますが、さつきありましたように、現場では特に(2)表の関係が使われている、こういう実態になつてゐるわけです。同じ医療職

表だ、こういう意味で、基本的にはそういう性格の給料表になつてゐる。さつき申し上げましたような医療技術者の修学年数は大体二年から四年、修学年数もかなりばかりつきがある。獣医師については修学年数、最近は六年ということになっていますから、人間を相手にする医師の修学年数とほとんど変わらない、こういう状況であります。

こういうことを考えると、やはり獣医師の待遇をもつと根本的に改め、またよくして、産業獣医師にたくさんの方々の希望者が集まるようしていくためには、独自の獣医師の給料表を設定することが非常に大事ではないか。きょうは人事院も来ていただきておりますので、農林水産省の当局の意見と同時に、人事院として、今までいろいろ経過もありますから、この点どういうふうに考えておられるのか。

特に問題なのは、国家公務員には行政上の監督の立場に立つ獣医師さんはおられるかもしれません、農業共済関係の仕事に従事している獣医師さんのように山間部の現場で夜も走り回つて診療に当たつているような現場の獣医師さんは、國家公務員の場合はほとんどないわけですから、監督といふものを国会、内閣に提出したことがございませんが、そのときには私どもの分類で職種百十二種類という分類を前提といたしまして、八種十俸給表、すなわち百七十二種の職種があるけれども、俸給表としては、これはやはり維持管理の適当な限界というのがございますので、職務の類似性に応じまして十種類にグループングしてこれを適用するということでお願いを、これは日の目を見ませんでいたけれども、いたしたわけでございます。

私どもは、同様に、俸給表の管理をしていく上にはいろいろな御要請もあり得るわけございますけれども、逐一の職種ごとに設定するというのはなかなか困難である、したがつて、相当数の類似業務がまとまつておるような場合で、かつ、その級の刻み等についても既存の俸給表と違つた必要性があるというような場合にはこれは考えられるものである、一般的にはこのように考えておりま

す。

○赤谷政府委員 私どもの農水省におきましては、獣医師のうち、行政部局等に勤務する者については(1)が適用されております。試験研究機関に勤務する者につきましては、昭和六十年から行政職(1)から分離をいたしまして、専門行政職俸給表を適用しておるということがあります。それは動物検疫所に勤務する家畜防疫官、または、概して畜産関係等の一般行政事務に従事している者は行政職(1)、それから大学の獣医学等の教授等については教育職俸給表(1)、それから試験研究機関での調査研究等に従事している職員は研究職、こういう適用関係になつております。

そこで、獣医師の俸給表というお話をございますが、私どもが直接対象にしております職種といつしましては今申し上げたような状況でございまして、本省はそういうことでございます。

それからもう一つ、一般的な考え方を申し上げますと、国家公務員として特別の俸給表を用意する現実の必要性はないわけございませんので、今たしましては今申し上げたような状況でございまして、国家公務員として特別の俸給表を用意すれば、私どもが昭和二十八年に、これは国家公務員法に基づきます給与準則の案といふものを国会、内閣に提出したことなどがございますが、そのときには私どもの分類で職種百十二種類という分類を前提といたしまして、八種十俸給表、すなわち百七十二種の職種があるけれども、俸給表としては、これはやはり維持管理の適当な限界というのがございますので、職務の類似性に応じまして十種類にグループングしてこれを適用するということでお願いを、これは日の目を見ませんでいたけれども、いたしたわけでございます。

私どもは、同様に、俸給表の管理をしていく上にはいろいろな御要請もあり得るわけございますけれども、逐一の職種ごとに設定するというのはなかなか困難である、したがつて、相当数の類似業務がまとまつておるような場合で、かつ、その級の刻み等についても既存の俸給表と違つた必要性があるというような場合にはこれは考えられるものである、一般的にはこのように考えておりま

す。

○赤谷政府委員 私どもの農水省におきましては、獣医師のうち、行政部局等に勤務する者については(1)が適用されております。試験研究機関に勤務する者につきましては、昭和六十年から行政職(1)から分離をいたしまして、専門行政職俸給表を適用しておるということがあります。それは動物検疫所に勤務する家畜防疫官として働いている人はおるわけでございま

すが、これにつきましては、昭和六十年から行政職(1)から分離をいたしまして、専門行政職俸給表を適用しておるといふことです。

獣医師の現状数は、農業共済連が五十一、開業医が四、計五十五名で、十六名不足しておる。これは県の畜産課が、乳用牛は肉用牛換算で三頭、獣医師一人当たり診療担当頭數約千二百頭、これ実際これだけやれるのかどうか、私は大変だと思つておりますが、どつちにしてもそういうことを基礎にした計算であります。十六名不足している、こういうわけであります。

さつきもちょっと触れましたように、ほとんど各県の状況は同じだと思いますが、家畜飼養農家は中山間地に現在をしているために、高齢獣医師が島根県の場合は二十四名おりますが、そういう中山間部を飛び回って診療する診療業務に十分対応しきれないという高齢化の問題もあるわけです。現状でもなかなか週休もろくにとれない、こういう状況でありまして、島根県の農業共済関係では去年四月から休日当番制を採用しまして、県内五カ所に各一名ずつの当番を入れて他の者は休むということで、やっと去年の四月から当番制を採用して週休をとれるようにした、こういう状況

でござります。

ここへいよいよ五月、六月ごろから完全週休二日制実施ということになりますと、これは国のレベルでも都道府県、市町村のレベルでも、よっぽど思い切った手段をとらないと対応しきれないと思うのですね。対応できなければできないで、獣医師の職場はますます三K職場だということになりますから、また一層産業獣医師の確保が困難になる、今こういう状況を前にしているわけであります。

そこで、やはり週休二日制実施に伴う緊急対策を真剣に考えなければいかぬ。その緊急対策の一つは、大学の獣医学部の入学定員を臨時的にも少しふやして緊急に獣医師を確保するような手立てを講ずる。それから、これは国の指導もあってでしょうか、島根県の場合、ことしから産業動物獣医師確保緊急対策事業として、大学一年次から六年次までを対象に、一人月額私立大学で十万円、国公立大学で七万円の貸付制度を具体化しており

ます。卒業後、県下の団体に就職または産業動物の診療所を開設し、従事期間が貸付期間の一・五倍に達したときは返還を免除する、こういう制度であります。これは他の県でもやられているかも知れませんけれども、こういうようなことを含めて緊急に抜本的な対応策を具体化をする必要がある、こういうふうに考えるわけです。

特に大学の場合は、獣医師だけではなくて、例えば人間の場合の病院、診療所、社会福祉施設などを含めまして他の職種にも関係する問題ですから、技術者の養成や高度の知識を持つたそういう専門職種の育成については、抜本的な対応を全体としてしなければいかぬ、こういう状況を前にしておると思いますので、文部省の見解とあわせて、農水当局の見解を承りたいと思います。

○若林説明員 御説明申し上げます。

現在、獣医学部、獣医関係学科におきましては、毎年約千名前後の卒業生を送り出しているところでございます。この卒業生の中には、獣医事に従事されない方やあるいは獣医事に従事されても診療業務としないというふうな方がかなりおられるという状況が一つございます。

それからもう一つは、平成五年度以降、大学に入学する年齢でございます十八歳人口の急減期を迎えることになります。平成四年度は二百五万人でございますが、これが平成十二年度、西暦二〇〇〇年になりますが、このときには百五十一万人になるというふうなことが見込まれております。こういうふうな状況から、文部大臣の諸問機関でございます大学審議会は、平成五年度以降の高等教育の計画的整備について、大学、短期大学に新増設とかあるいは定員増につきましては、原則抑制する必要があるだろうという答申をなされております。また獣医学につきましても、先ほど申し上げましたようなことから、おおむね必要とする整備は達成されているので、その拡充はこの計画期間中には予定しないこととするという答申

をおまとめになつておられます。

このようなことから、文部省といたしましては、今後の社会的なニーズというふうなものを持っています。これは他の県でもやられているかも知れませんけれども、こういうようなことを含めて、この目標に向けて関係者の努力を促す、こういうことにしておるわけです。

具体的な支援措置としましては、先ほど先生から島根県でやつておられるというお話をございましたが、修学資金、これも給付期間なり単価といふか一月当たりの金額も拡充して実施をする、あるいは診療施設を開設するに当たつての長期の公庫資金の貸し付け、融資面での助成を考える。それから学校を卒業した後の臨床研修、これも午前中に参考人の方々からお話をありました。実際に実務に携わるに当たつて臨床研修というの非常に重要な、この臨床研修の実施というようなこと。それから、とりあえずというのか、勤務獣医師のOBの方々、家畜保健衛生所に勤めておられた退官間近の方々、あそこは検査が中心でしようから、そういう方々に対して診療の講習会をやるとか、さらに、獣医師さんが不足している地域、そこは開業獣医師さんに巡回診療をお願いしていふこと、そういうような措置を講じて、何とか獣医師さんの確保を図つていこう、そういうようなこと

でやつておるところでございます。

○石橋(大)委員 文部省の意見を聞きますと、

○赤保谷政府委員 今先生のお尋ねは、共済との絡みでのお尋ねでございますか。(石橋(大)委員)「共済との絡みでも何でもいいです」と呼ぶ

「獣医師さんは自由業でございますので、その収入を直接……」

ういう御答弁をいただきました。

量よりも質だというと非常にきれいな話ですが、これは産業獣医師を確保するという点からすれば、このままだつたらはつきり言つて一層厳しくなるということですね。それだとすると、なおさら何とか抜本的な手立てを考え、社会的に見て、處遇の面からいっても魅力ある仕事だ、こ

ういうふうにしておかないと、質が高くなればなるほどまた、處遇の悪い産業獣医師にはならぬと、いうことになりかねませんから、そういう観点で、やはり真剣にその確保策について、處遇の面を含めて考えていただきたい、こう思つているわざでございます。

そうはいっても、各県の、特に農業共済に勤務する獣医師の処遇を引き上げることについては、やはり診療報酬単価の問題だとが農業共済の経営上の問題だとか、必ずしも財政的に非常に強い体

で、やはり真剣にその確保策について、處遇の面を含めて考えていただきたい、こう思つているわざでございます。

そこまで、これは私の個人的な発想ですが、やはり各県ごとに産業動物の飼養頭数に応じて、ある程度面積なども加味しなければならないかもしれません、産業獣医師の配置基準みたいなものをつくつて、そこに對しては最低幾らかの国の補助をきちっとする、そういうことで負担を軽減しながら、同時に処遇も改善をし、人材も確保する、

こういう手立てを講じてはどうかと考えていますが、この点についての考え方を承りたいと思います。

○赤保谷政府委員 今先生のお尋ねは、共済との絡みでのお尋ねでございますか。(石橋(大)委員)

せつから大学の獣医学部を出ながら産業獣医師にならない人がたくさんおるから、それらを有効利用すれば十分であつて、これ以上大学の入学定員を拡大する必要性はないと考えている。同時に、平成五年以降大学入学者が激減する、こういう状況もあって、これからはさらに量よりも質だ、こ

を言っていますよ。農業共済などに勤務している獸医師の方です。

○川合政府委員 勤務医のうちのかなりの部分を共済団体の獸医師さんが占めているという事実はございます。

先ほどお話をございましたように、先生まさに御指摘もあつたわけですが、獸医師の待遇の改善ということは当然掛金、これも掛金は御承知のように国庫負担が二分の一といふ非常に高率の補助になつておりますので、そうしたアプローチをさらに続けていくということは非常に難しい、先生、その前提でお話しだらうと思っております。

共済の立場からいえば、共済事業のコストといふものはやはり畜産経営の中でかかるべき位置づけを持つべきであるし、そういう評価をしていただくということは、私たちの事業運営の上からも必要だらうと思つております。そうした中で、こうした獸医師さんの待遇全体を共済事業の面からアプローチするということは、先ほども申しまして、ある面での限界があるのではないかといたように、ある面での限界があるのではないかといたようだらうと思つております。したがいまして、私どもの立場からいいますと、事故率を下げていく、予防という点に力を入れることによつてコストを下げるというか、逆にいいますとコストの中に占める人件費の割合を高めていく、そういうことが一つのアプローチではないか。その場合の予防事業というのではやはり共済事業だけではなくて、全体としての畜産行政、あるいは畜産事業といふ観点で対応していくべきものではないか。これは共済の立場からの意見で、若干狭い範囲の意見かもわかりませんけれども、私どもそんなふうに思つてます。

○石橋(大)委員 人間の共済組合に対してたつて国庫補助があるわけですね。酪農の経営状況が非常に厳しいということもありまして、なかなか診療報酬の引き上げなどによってばかりは対応できない。もちろん今局長が言われるような努力はするとしても、それはたかが知れたもので、もう少し待遇を充実しようと思ったら、思い切つて制度

をきちっとして、国の補助をもう少し大幅に上げるくらいのことを考えないと問題は解決しないと思いますので、ぜひひとつそういう方向で検討をお願いしておきたいと思います。

時間がありませんので、次に進みます。

午前中の参考人の意見を聞きましてもいろいろ問題があるようですが、この臨床研修について現場でもいろいろと心配をされております。また、ただきたいと思います。

まず一つ。臨床研修の期間をどの程度と考えているのか。午前中の北海道農業共済連の森田参考人の御意見によりますと、臨床講習所を設けて八週間の卒後研修をやつていい。それから東大の竹内さんの意見は、いろいろ職場の制約条件はあるにしても、六ヶ月ぐらい必要なんじゃないか、こういうお話をしたね。午前中の参考人の話を聞くと、今度研修は義務的な研修になつていませんが、どうも臨床研修だけは何週間か何カ月間かはある程度義務的にでもやつておかないと対応できておられるのか。参考人の意見の中にも、もっとおられるのか。参考人の意見の中にも、もっとこれらの点について国の援助の充実を期待する、こういうような御要望もありましたので、あわせてお伺いしたい。

それから八つ目に、非常に人手不足の中で、大学の入学者を見ると、もう六割は女子学生になつてゐる。そういう状況を考えたときには、何となく小動物の、何といいますか、診療医師をふやすということではなくて、産業獸医師にやはり女子を積極的に導入するということをもう少し考えた方がいいんじゃないかな。

話はちょっと飛躍しますが、防衛大学や自衛隊にも女子学生が入学する時代ですから、また参考人の竹内さんの意見にもありましたように、バイオテクノロジーなどを使うよくなつた現在、十分な技術を有する研修担当獸医師の確保が図られていること、そういうことが必要であります。それで、当面、従来その職員に対する研修の実績のある農業共済団体等の診療施設の中から指定を行ふことになるというふうに考えております。

三つ。獸医師の新たな負担とならないのかどうか。また、研修に当たつては、現在の獸医師の修業大臣の指定する診療施設として何を予定しているか。四つ目。さつき言いましたように、臨床研修は学年数の差などに見合つた研修期間や回数などを考へているのかどうか。

○赤保谷政府委員 たくさん御質問がございましたけれども、まず、研修期間、どの程度と考へておられるのか。大学卒業者の技術水準だと、飼育者の要求する技術水準その他いろいろ考へまして、午前中の竹内先生のお話にもございましたが、六

うようになりますが、その点では何らか考える必要があるのじゃないか。この点どうかといふこと。

五つ目。診療業務以外の分野についていた獸医師が新たに診療業務に携わろうとする場合にも、臨床研修が必要と考えているのかどうか。

六つ目。長期的に見て、その結果が診療費の引き上げにつながるおそれはないのかどうか。

七つ目。獸医師法改正案第十六条の五には、臨床研修の実施に関し農林水産大臣は必要な援助を行わなければならない、こういう規定が置いてあります。具体的にどのような援助の方法を考えていますか。

それから八つ目に、非常に人手不足の中で、大学の入学者を見ると、もう六割は女子学生になつてゐる。そういう状況を考えたときには、何となく小動物の、何といいますか、診療医師をふやすということではなくて、産業獸医師にやはり女子を積極的に導入するということをもう少し考えた方がいいんじゃないかな。

話はちょっと飛躍しますが、防衛大学や自衛隊にも女子学生が入学する時代ですから、また参考人の竹内さんの意見にもありましたように、バイオテクノロジーなどを使うよくなつた現在、十分な技術を有する研修担当獸医師の確保が図られていること、そういうことが必要であります。それで、当面、従来その職員に対する研修の実績のある農業共済団体等の診療施設の中から指定を行ふことになるというふうに考えております。

それからその次に、新たに獸医師となる者、負担の問題ですが、今回創設しようとしている臨床獸医師制度でございますが、これは現在、大学のための研修、あるいは農業共済団体等が新規採用獸医師を対象として実施しているそういう診療技術の習得のための研修、あるいは農業共済団体等が新規採用獸医師を対象として実施している研修、そういうものより体系的に推進をしようというものです。この場合、研修期間とかその内容につきましては、今申し上げましたような大学卒業者の技術水準あるいは飼育者が求める水準、あるいは研修の

具体的な方法等を勘案して定めることとしておりまして、特にその内容は、基本的には大学で取得した基礎的技術の応用を図ろう、そういうものでありますから、獣医師さんに過度の負担を強いるといふものではなくて、また獣医師さんにとってまさに必要とされる臨床技能についての研修実施が図られるものであるというふうに考えております。

それから、大学の修学年数によって研修期間が変わることでございますが、六年制教育の修了者は、昭和五十八年度から六年制の卒業生が出てると思いますので、そういう六年制の教育修了者の技術水準を勘案して定める、そういうことを考えておりまして、修学年数によりまして研修の内容に差を設けることは考えておりません。

それから、義務的にしたらどうか、こういうお話をですが、獣医師の臨床研修につきましては、その実施に当たって「努めるものとする。」という法律の規定になつております。そういう努力規定を置いている趣旨は、臨床研修の実施について獣医師の自発的努力を期待しているということを法律上は明らかにするものでありまして、人間のお医者さん、医師の臨床研修に関する規定と同様の規定ぶりとなつてます。これでございます。臨床研修は、強制的に研修を実施させよといふものでございませんけれども、実際の現場において的確な臨床技能を有することは重要なことであります。

それから、新たに診療業務に携わる者、そういう者も臨床研修を受けるのかということですが、今度の研修は、実際に現場において臨床技能を習得することを目的にしているもので、したがつて、臨床業務以外に今まで從事していた獣医師が新たに診療業務に携わる場合におきましても、臨床研修の実施に努めることができることを考えております。

それからその次の、研修を受けると診療費の引き上げにつながるのではないかということですが、この研修は、疾病が複雑多様化している、動物の飼育者の衛生的な知識の向上等を背景として、高度化・多様化が進展する動物診療に関する実践的な臨床技能の習得を推進するものであります。現在職場で行われている研修、それをより体系的に実施することによりまして、飼育者により的確で効率的な獣医療の提供ができるようになります。それから、長期的にはむしろ飼育者の利益につながるものであるというふうに考えております。

それから、援助の問題でございます。国としては、研修を実施する診療施設の長に対しまして、新しい疾病に関する臨床研修マニュアルの配付を行つたこと、そついた必要資料の提供などがあるのは家畜衛生試験場からの講師の派遣、

そういうよくなことを予定をいたしております。それから、女子の獣医師さんにについての問題、とかあるのは家畜衛生試験場からの講師の派遣、最近卒業した獣医師さん、三〇%が女性でございます。これからも増加していくものと考えられます。そこで、女性の獣医師については、一般に小動物への就業が高くなっているところでありますけれども、近年、女性獣医師の就業比率の比較的低い産業動物分野においても就業する者が増加をする傾向にございます。これらの女性獣医師は診療現場で活躍しております。今後女性獣医師の働きやすい職場環境の整備を一層推進することに

よりまして、女性の獣医師がより活躍できるように関係者の指導をしてまいりたいと考えております。

○石橋(大)委員 残り時間も少なくなりました
が、次に診療施設の構造設備の基準に関連して
ちょっとお伺いをしておきたいと思います。
今度の獣医療法では、診療施設の基準につ
いて定めて、その基準に適合しないときには使用の
禁止をさせたり改善命令を出したりするようなこ
とがいろいろ規定をされておりますが、この場
合、農林水産省ではどういう構造設備基準を定め

る考え方であるのか、また、基準に達しない診療施設を有する開設者に対する適用を定めます。この基準についてはその適用を一定期間猶予することを検討しておりますので、こういうことを考慮して、この点だけ聞いておきたいと思います。

○赤保谷政府委員 診療施設の構造設備の基準、こういうよくなことを考えております。

飼育動物が逃げ出すのを防止するために係留等に必要な施設を設けることを予定しているわけですが、これに必要な設備としては、かご、ケージ、動物にもよりますが、あるいは建物の扉窓、そういうものを、診療あるいは収容する飼育動物が自分の力で開閉できないような構造であるもの、それから産業動物にあります。くい、柱あるいは保定棒等によりまして診療または収容する産業動物を係留するもの、こういうものが考えられるわけでございます。

それから、収容施設を有する診療施設、こういう診療施設におきましては院内での感染防止を図る必要がある、そういう施設が必要であります。が、これは伝染性疾患にかかる飼育動物を収容する設備としまして、収容している飼育動物をほかの動物と隔てることができる、そういう固定式あるいは可動式の間仕切りがあればいいのではないかと考えております。

それから、エックス線を取り扱っている施設ですが、エックス線診療室からの漏えい線量を一定値以下とすることを予定しております。

○石橋(大)委員 残り時間も少なくなりました
が、次に診療施設の構造設備の基準に関連して
ちょっとお伺いをしておきたいと思います。
今度の獣医療法では、診療施設の基準につ
いて定めて、その基準に適合しないときには使用の
禁止をさせたり改善命令を出したりするようなこ
とがいろいろ規定をされておりますが、この場
合内容を衛生上、保安上一定の水準に保つための

必要最低限遵守すべき事項、そういうものを定めることとしておりまして、その内容は、例えば今申し上げましたエックス線の撮影台に鉛等で遮へい板を置くとか敷くというよくなことで、さほど大きな改築ということを要するものにはならないのではないかと考えております。

また、施設基準につきましては一定期間そのまま予することを検討しておりますので、こういうことによりまして産業動物の開業獣医師等に過大な負担を強いることにはならないものと考えております。

○赤保谷政府委員 余り大した金はかからぬようですか安心しました。

次に、要指示医薬品の適正使用について、獣医師法第十八条、薬事法第四十九条の規定などに基づいて農水省としても指導通達などを出されていくわけですが、要するに今度の獣医療法の制定などによつて、動物に対する医薬品使用について現行と異なるのか異なるのか異ならないのか、もし大きく違うとすればどの辺が違つてくるのか、端的に何つておきますので、お答えいただきたいと思います。

○赤保谷政府委員 新しく指定される医薬品について獣医師が必ずから診察しなければ投与、処方をさせてはいかぬ、こういうことですが、端的に申しますと、要指示医薬品につきましては従来から獣医師が处方せんまたは指示書を発行する場合は、原則として必ずから診療をして行うよう指導しております。事實上の問題として、したがつて、基本的には従来の考え方を受け継いでいるところです。

○石橋(大)委員 一番最後に大臣からお答えをいいます。ただきたいと思ってますが、普通の質問としてたたかれたと思いますが、この基準につきましては、診療施設の設備内容を衛生上、保安上一定の水準に保つための

法に関連をしまして、家畜の体外受精卵移植を行うことができる者は家畜人工授精師と獣医師、この二つになるわけですね。今度の法律改正によりましてどれだけ獣医師の仕事量がふえるのかちょっと明らかではありますけれども、例えば人工授精師の免許の取得者を見ますと、平成元年現在で人工授精師の総数が五百二十六人、うち受精卵移植を行なうことができる者が八百十人、これは受精卵移植といつてもこれまでのところですから体内受精卵移植であつて、体外受精卵移植の技術を身につけている人工授精師は目下のところほとんどないだろう、こう思いますね。本法施行と同時に、どつとこういふう体外受精卵移植の需要があるとすれば、すぐそれにこたえなければいかぬ。ところで、そのための人工授精師や獣医師に対する研修が特別に必要になってくるのではないか、こういうふうにも思うのです。

午前中の長岡正二参考人の御意見によりますと、牛の体外受精卵移植技術は人工授精などとは比べものにならない技術であり、その特徴は細胞培養の技術である、こういうふうに言われています。肉用牛改良上画期的な技術であつて、技術普及上の課題としては、受精卵をとる技術、移植する技術、牛の飼養管理に対する技術、この三つの課題がある、こういうふうに言われています。

そういう意味でもかなり高度な新しい技術のようだ、こういうふうに思います。いずれにいたしましても、この体外受精卵移植を新たに法律改正によつて実施するに当たつて、それを実際にやせんが、察するところ多少の研修は必要なんじやないか、こういうふうに思います。いずれにいたしましても、この体外受精卵移植を行なうにかかる人間と獣医師さんに対するそのための研修期間、そういうことについてどういうふうにお考へか、お聞きしたいと思います。

○赤保谷政府委員 今までの人工授精師さんは体内受精だけでございました。今度新しく講習会を受けるわけですが、法律の施行、附

則の一条ですけれども、施行期日が書いてあります。このほか、予算措置の問題ですけれども、家畜改良増殖を図る上で、体外受精卵移植技術は今までのところでも重要なものですので、その実用化、普及の推進を図るということでおつしやいましたように非常に重要なものです。支援事業も用意をいたしております、中身御説明いたしませんが。

○石橋(大)委員 そろそろ制限時間が来ましたのでこれで最後になりますが、ずっと質問を聞いておられまして、大臣に最終的にお答えをいただきたいわけですが、一つは当局の方からでもいいのであります。国は補助だとかかなりそういう問題に対する期待があるし、また現実そういうことがないと、本当に思つてますが、そういうことも含めて、全体を通じて大臣の所信なり決意を伺つて終わりたいと思います。よろしくお願いします。

○田名部國務大臣 長期的に考えてみると、米

は消費の拡大が、年々減つておりますが、畜産に関する限りは毎年需要が伸びておる、言つてみれば期待される産業であろう、こう思つておるわけであります。たゞ、自由化の影響もあっていろいろと困難な面がありますが、いづれにしても畜産振興と獣医療の発展は車の両輪であろう、こう思つておるわけであります。

○金子(徳)委員長代理 藤原房雄君。 そういうことを考えてみると、いろいろな診療施設の整備、これはもう年々必要に迫られてきておりますから、そういうものを長期

低利の資金の貸し付けを行うとか、あるいは実態を見ますと高齢化がどんどん進んでおりまして、全体の量は減つておらぬのですけれども畜産の方がふえておりまして、それで負担が非常に重くなつておるというので、若いい人たちをどうやって確保していくかということで学生を支援するための修学資金を設けた、あるいはばらつきがあつてどうしても行けないというところも出ておりますので、巡回指導をするあるいは臨床研修を行なうことで、一生懸命これでやつてみたいと考えております。

また報酬の面についても、いろいろとこの議論の中で感ずることもありますが、これは他の分野でも例えれば医師も開業医と勤務医ではおのずから、設備をしたりなんかするリスクを生じながらやつているという人とそうでない人とのおのずから差があるのだろうと思ひます。それは程度の問題であります。ですから、何といつても畜産自体が安定的に発展をすれば、こういう方々の、ベットの方を見てそう思ひます。やはり適正な診療を払つてあげられる体制をつくっていくことが大事なことだ、こう思つて、何としてもこの畜産振興を一生懸命やりたい。

いつまでも助成、補助金を受けなければ業として何十年も成り立たないというのではおかしいわけではありませんから、何としてもひとり立ちできるよう私たちは一生懸命努力しますし、何といつてもやる方々がその気になつて一生懸命努力をしていただきたいたい。両々相まって発展を続けていく、そういう方向をこれからいろいろと探しながら努力をしてまいりたい、こう考えております。

○石橋(大)委員 さつきも言いましたように、金合が開かれました。

○川合政府委員 四月十三日にウルグアイ・ラウンドの貿易交渉委員会、いわゆるTNCの非公式会合が開かれました。

これは、目的は交渉の現状について評価し合うことです。この点について最初にお伺いをしておきたいと思ひます。

○藤原委員 畜産三法につきまして若干御質問申しますけれども、これを何とかとめて、ウルグアイ・ラウンドの早期かつ成功裏の終結に立ちはだかっている諸問題に取り組みたい、こういうことであるのでこの会合を開いたということを言つて

おります。ただ、今までのところ第一、第二のト ラックは特に困難に直面していなかなか進んで いない、これをどうするかということについて議 論したいというようなことだったようでございま す。

受け取れないのです。やはり日本の立場というものにつきまして、意思表示はしておりますわけでありますけれども、もつと積極的な動きというのをとらないで待ちの姿勢みたいなことでいいのかどうか、その辺、大臣はどうお思いですか。

○田名部国務大臣 なかなか難しい状況にあると思ひます。と申しますのは、今のところは関税化反対と言つて切つてゐるものですから、これ以外の交渉というのも展望がない。話し合いをしろといふと、これはどういうことになつていくかわからぬ話し合いになるわけでありますから、非常に動きにくい面というのは日本の場合あると思うのです。

たた
修正要求しておる明確化してほしいとい
う部分については、それはそれなりの交渉はでき
ると思うであります。しかし、全体としては包
括的な関税化ということでダンケルの案が出てお
るものですから、そういうことでは日本にとって

は非常に難しい。譲歩あるべしという案を持つて交渉するのであれば、どのあたりでやるかという対応といふものは出てくるわけありますが、国は決議を体して私ども交渉しておるわけでありま

すから、日本の出した案というものがもうこれ以上のものではないということで、今までもこれまでの基本方針のもとに、食糧輸入国としての立場が反映されるよう最大の努力をしておるという

○藤原委員 それでは法案に入ります。
まず一点は、獣医師法の改正、それから獣医療
法の制定、この経過と目的ということになるのかが現状であります。

もしされませんか、昭和二十四年に制定以来初めての改正ということでありまして、それだけ社会情勢が大きく変貌した中での、それに対応するための諸施策というものがこのたび盛られているわけ

また、臨床研修とか獣医師の診療対象の飼育動物の追加とか、医薬品の投与及び処方に関する改善とか、獣医師による保健衛生の指導とか、こういったそれについて、このたびの改正が見られたうえであります。一時は獣医師の任務というこ

わけであります。これだけの大きな時代の変革の中でありますから、多方面にわたり、そしてまた根本的にも、第一条、現行法では法律の目的とうことがうたわれておきましたが、改正案であります。そういうことで、この獣医師の持つ社会的な重要な役割というものを等につきまして、動物を初めてします、そしてまた、最近におきます小動物の飼育、こういう社会情勢の変化に対応すべく、飼育動物に関する保健衛生及び畜産業をめぐる情勢、これに対応する形でいろいろな施策が講じられたわけであります。

そういう理念的なことはよくわかるのであります
すが、このたび法制定に当たりまして、意図する
といいますか、何点かの問題につきましては、そ
れを推進するという役割も一つはその法案の中に
盛られていると思うのです。一つは、地域
における産業動物の診療体制を整備するというこ
とや、それから産業動物の獣医師の確保対策、こ
ういうものを講ずるというようなこと等も、この
たびの法改正の中では、畜産振興ということも愈
頭に置いた大事な改正の一つのポイントであろう
か、こう思うのであります。

このたびの法改正の経過と目的ということをさ
る述べよと言つたら一時間ぐらいお話しになるん
だろうと思いますが、そうじゃなくて、主要な項
目につきましてそのエッセンスをひとつお述べい
ただきたいということ、それから、この法改正
に当たりまして目指すべきものとしてポイントに
なる点をお述べいただきたい、こう思うのです。

○田名部国務大臣　今お話しになりましたよう
に、時代の変遷に伴つて畜産業は非常に変わつて
まいりました。規模が大きくなつたこともその一
つ、あるいは一方では小動物が飼育されるようにな
つた、この二つが社会の大きな変化であつたろ
うと思うのです。

それは日本経済の発展に伴つてなつたことであ
りますけれども、そのために新たな診療機器が普
及し、あるいは動物用の医薬品の開発、その高度

化が大きくなり進展してきた。他方では、家畜飼養の多頭化、それに伴つていろいろな病気がふえてきたわけでありまして、複雑化する等、動物に関する保健衛生上の新たな問題が生じてきました。それから、いま一つは高齢化が進んでまいりました。この獣医師の確保が困難な地域も発生しております。あるいは動物用の医薬品の適正使用等がより重要な問題になつた。

大体こういうことから、法律の内容として、獣医師法の方では獣医師の任務の明確化を図る、あるいは獣医師でなければその診療を業務としてはならない飼育動物の追加、三つ目としては医薬品の範囲の拡大、四つ目に臨床研修の推進ということを規定を整備することにしております。

また、獣医療法の方でありますか、一つには基本的な方向、二つ目としては診療施設の整備、獣医師の確保あるいは獣医療に関する技術の向上等、そして都道府県計画の策定並びにこれらに基づいて診療施設の整備を図る者に対する農林漁業金融公庫からの資金の貸し付け、二つ目として診療施設の基準、その管理の基準、そうしたものを作整備しようとするものであります。

○藤原委員 もう質疑も最後でありますから、いろいろお話をまとめていただきたいわけであります。今大事な点、何点かお話をございました。昨日からの委員会におきましても、臨床研修ということについていろいろお話をございましたが、午前中の竹内参考人のお話の中にも、卒業後の研修のことについてお話をございました。卒業後の必要性とかその重要性についてお話をございましたけれども、そのお話の中で、現在の大学の中での実習ということについてちょっと触れられておつたんですねけれども、最近動物愛護といいますかこういうようなこと等もありまして、各大学で実習用に動物をあやめるということは非常に困難を来すような状況になるというような意味のことをお話をございました。しかし、この大学の課程の中で、一体臨床面ではどうなっているのかということについてちょっとお伺いしておきたい。

これでちょっと文部省の方に来ていただいておるわけですが、文部省の方の高等教育の中で、実習については、聞くところによりますと最近はなかなか実習する動物の確保といいますか、実習が少ないと、それから特に国公立の場合非常に限られた大学でしかしてない。予算が非常に少ないと、このためには実習が十分にできないのではないかというようなこともおっしゃる方がおるわけであります。私も、獣医師の学科を持つ大学では、やっぱり飼育とかそれからまた解剖とかについては、当然そういうものについての施設なりそれからまたそういう環境というものはあるんだろうと思いますが、最近は大分何か変貌しているようで、四年の大学が六年になつた、そういう中では、当然そういうカリキュラムの中には実習というものもあるのではないかというように思つておりますが、確かに大動物だけではなくて小動物、いろいろな幅広い社会情勢の中に対応するということですから、いろいろなものも大分何か変貌しているのかもしれませんけれども、最小限文部省の高等教育に対する課程の中ではどういう指針を明示されていらっしゃるのか、そしてまたそれに対する予算等、どの程度の実習ができるのか、どういうことになつておるのか、その辺のことについて、ちょっとお伺いしておきたいと思います。

○若林説明員 御説明申し上げます。

大学におきます獣医学教育につきましては、先生御案内のように、各大学がそれぞれの教育理念、目的に基づきまして教育課程を編成し実施しておりますところでございます。国立大学の獣医学部関係では、お尋ねの実習関係の開講状況、大体二十三単位から四十五単位という幅でそれぞれの大学で実施しているところでございますが、一部の大学におきまして、御指摘のような実習の開講単位数が若干減少しているという状況はござります。それから、これらの実習のうち牛、馬等の大動物にかかります実習時間がどれだけかというようなことにつきましては把握しておりませんけれど

も、ただ、大動物の患者数が減少している大学等も一部にございますので、今後それぞれの大学の教育課程を踏まえまして、学外の施設を活用するというふうなことなど、学生が大動物に触れる適切な機会が十分に確保されるように各大学に留意を促してまいりたいというふうに考えております。それからもう一点、先生御指摘の実習予算の件でございますが、国立大学の場合には、教育研究の基幹的経費でございます教育研究当たり積算校費及び学生当たり積算校費をまず措置いたしております。特に獣医学部、学科につきましては、実習等に必要な経費として、動物解剖等経費及び畜産院経費を措置いたしてまいりておるところでございます。

平成四年度予算につきましては、基幹的経費でございます教育研究当たり積算校費及び学生当たり積算校費の単価につきまして、それぞれ一・一%の増額を図るとともに、特に実習に必要な畜産病院経費につきましては、対前年度二七・五%増と大幅な増額を図ったところでございまして、今後ともこのような措置を通じまして、教育研究経費の充実に努めてまいりたいというふうに考えております。

○藤原委員 若林課長さんになつてから大幅に増額になつたのかもしれませんけれども、聞くところによりますと、確かに大動物についてのいろいろな単価等とありますても、それは輸送費から何から相当かかりますので、そういうのがなかなか見えていただけないということで非常に実験の機会が少ないので、こんな話も聞いておるわけでございまして、お話をどのようにそつとうに学部に所属なさる方々が触れる機会がないという点ではどうも困る。最近は都市化が進んでおりましますし、また、午前中の参考人がおっしゃっておりますように、動物をあやめる、そういうことを言つたら何もできなくなってしまうのかもしれません、最近はそういう考え方も非常に強つござりますから、学校の中できることにつきましては把握しておりませんけれど

のかもしませんが、そういうところに希望していらっしゃる方々がやがて社会に出られるわけでありますから、最低限の実習ができるようなことではなければならぬだろうと思うわけであります。そういうことからいいますと、学校の中の施設ということだけで足りなければ、国の機関とか私立大学等におきましても、そういう畜産業に關係があるな機関等を通してそういう実習の機会をつくるようなこと等でやっていくべきではないかということを、いろいろな方々のお話を聞きながら感じたものですから、お話し申し上げているわけであります。

今日まで農業、漁業、林業というのは学校の教科書にもなかなか取り上げてもらえたかったた

ういうことで、文部省さんも最近ようやくそういう問題についても記述するようになつてしましました。高等教育でこういうことがあるのかと、いろいろな方々のお話を聞いて私もちょっとびっくりしたのですけれども、技術系につきましては、特

に施設や何かにつきまして非常に予算が少ないとか、実験が思うようにできないとかいうようなことを言われておりますが、技術系の方々と同じよ

うに、生き物を扱う方々が、今お話をございましたけれども、こういう形で今実験等の予算につきましても積算やいろいろなことについては御配慮をいたしておりますようあります、ぜひこれは本來の姿に立ち戻らしていただくよう御努力いただきたい、こう思つのです。

文部省の関係のことで今現状についてはお話を聞いたのですが、これは関係の一人として、大臣、ひとつ文部大臣にもよくお話ししていただきたい

で、学校教育の中でのきちっとした体制について促進方をひとつよろしく――頭を下げるのじゃなくて、ちょっと答弁してください。

○田名部国務大臣 よく御相談を申し上げていきたい、こう思います。

○藤原委員 このたびのこの法律の中には、省令にゆだねているといいますか、政令で定める

命令で定めることが非常にあるわけでありま

すが、一つは政令の問題であります。獣医師の診療対象について、獣医師法の第十七条で診療対象

を拡大するっております。政令で定めることになつておりますが、政令の基本的な考え方についてお伺いしておきたいと思います。

○赤保谷政府委員 獣医師法の第十七条におきまして診療対象動物として規定された場合には、獣医師以外の者はその診療対象飼育動物の診療の業務が制限されるわけでございます。

この十七条の診療対象飼育動物としてどういうものを対象とするかということでございますけれども、畜産業の発達あるいは公衆衛生の向上、これが

この十七条の診療対象飼育動物としてどういう観点から見ての重要性、それから疾病の発生状況、三番目に獣医師による技術的な対応能

力、そういうふたつのようなことを総合的に考慮しまして、公共の福祉の観点から必要性が高いと判断されるものについて規定をしていくべきものであろ

うと考えておりまして、現在法律で書いてある動物の種類もそういうような観点から書かれていますし、今度ウズラを書きます。その他オウム病

関係で小動物を書きますが、今のような観点から、小動物については特定の種を拾い上げていく

ということにいたしておりますところでございます。

○藤原委員 次に、獣医師によります医薬品の使用制限、これも獣医師法の第十八条で薬毒薬や生

物学的製剤の使用について獣医師の診療が義務づけられておる。それに新たに「農林水産省令で定める医薬品」が加わったわけでありますけれども、最近食品に対する安全性ということが非常に

呼ばれておるわけであります、こういうことからいいまして、食品になりますと厚生省というこ

とになるのかもしれませんけれども、それ以前川上であります農林水産省の対応といふのも非常に重要なことになるのだろうと思います。これは

指示薬、こういうものについても当然のことだと思いますが、このたびこのように定められたことは非常に時宜を得たことであると思います。さら

に今後の省令等につきましてはどういう方針でこれからお取り組みになるのか、お考えの基本をお聞きしておきたいと思います。

○赤保谷政府委員 獣医師がみずから診療しない場合には投与、処方をしてはならない、そういう医薬品を省令で追加できるようにするわけですが、最近家畜の疾病の発生要因が複雑化、多様化をしている、そういう中で、抗生物質とかホルモン剤といった医薬品の投与をする必要性が増大をしている。こういった医薬品は、その使用の仕方いかんによっては耐性菌が増加をしまして疾病的治療効果が低下をするという問題が生じる。それから伝染性疾病的蔓延の助長にもなりかねない。それから、今お話をありました動物医薬品の残留の助長という問題を生じさせまして、いろいろ障害が出てくる、そういうことが懸念されるわけとして、それで、今回これらの医薬品の投与または処方を行うに際しましても獣医師みずからの診療を義務づけまして、これら医薬品の適正な使用を図るということにしたものでございます。

省令で定める医薬品としましては、今申し上げましたような理由から要指示医薬品それから使用規制対象医薬品、そういうものを追加することを考えているわけでございます。

○藤原委員 それから、同じ省令に関することですが、獣医法の第四条、診療施設の構造設備についてであります。

これも詳細については農林水産省令で定めることがになっているわけでございますが、小動物の診療施設においてはエックス線撮影装置とか入院施設が普及しております、こういう現状からしまして、保安とか衛生といふ面について必要な基準を設けるべきだ、こういうことが言われておるわけであります。往々にして役所がこういう基準を設けますときに、経済面、確かにこの保安、衛生といふ面についてはきちっとしなければならないのは当然でありますけれども、規格ということになりりますと、病院等におきます何か基準を定めなければならぬということになると、今まであります施

設、こういうものが参考になるということで、どうしても非常に過度な出費を強いるような形になります。これは小動物の診療施設でありますから、これに適合したような形のもので定めるべきやうい。これは小動物の診療施設でありますから、これに適合したよな形のもので定めるべきやうい。これは小動物の診療施設でありますから、これに適合したよな形のもので定めるべきやうい。

○赤保谷政府委員 今度決めようとしている基準につきましては、衛生上、保安上一定の水準に保つ必要がある、そういう事項についてやるわけですから、死亡あるいは廃用というよな形での乳用牛に事故が多いわけござりますけれども、そのほかに濃厚飼料の多給などによる乳房炎、関節炎、繁殖障害等の疾病が増加しております。また、死亡あるいは廃用というよな形での乳用牛が増加しているということをございます。

今お話をございましたように、家畜共済は畜産経営にとって非常に重要な意味を持つ事業だと私も思っておりますけれども、何と申しましても、必要最小限遵守していただかなければなりません、そういうよなものを規定いたしたいと考えております。

○藤原委員 家畜共済のことについてでありますけれども、最近死廃事故が多発をしておりまして、これは赤字である、データ等を見ておりますとそうなつておるわけであります。死廃事故の多発の原因といふのはどこにあると見ていらっしゃるのか。最近の家畜能力の向上と規模拡大、疾病的多様化それから増大、こういうこと等が言われておるわけでありますけれども、今後ともに国際化の中で畜産業の高度化、生産性の向上、こういうことは避けることのできないことであろうと思うのであります。

そういうことからしますと、こういう死廃事故が普及しております、こういう現状からしまして、保安とか衛生といふ面について必要な基準を設けるべきだ、こういうことが言われるわけでありますが、往々にして役所がこういう基準を設けますときに、経済面、確かにこの保安、衛生といふ面についてはきちっとしなければならないのは当然でありますけれども、規格ということになりりますと、病院等におきます何か基準を定めなければならぬということになると、今まであります施設を考えておるというよなお話をございました

めでおります畜産の安定のためにも非常に重要な問題だと思うのであります。家畜共済におきまつた最近の動向等についてどのように農林省としてはお考えか、お聞きをしておきたいと思います。

○川合政府委員 家畜共済におきまして、特に平成二年度から、今御指摘のようにいわゆる共済事

が、まだまだそれは限られた範囲内のことだと思います。なんだん大規模化しております現状に即した形で、予防衛生に対する保健衛生等の指導、対策を充実させていただきたい、これをまずは申し添えておきます。

最後になりますが、受精卵移植の現況、それからまた今後の普及振興とか、こういうことにつきまして、それにまた家畜改良センターの再編整備の状況、それから、きょうはいろいろ参考人からもお話をございましたけれども、外国との関係で日本

の特性というものをいつまでも持続させることができます。しかし、その技術は日本の国にいつまでも温存させておかれるものではないだろうと思いまして、畜産振興という面から申しましても、本の優位性というものを保つという上では、精液管理とか受精卵の問題につきましても、非常に難しい問題があろうかと思いませんが、和牛の、日本牛用牛が増加しているということをございます。

今お話をございましたように、家畜共済は畜産経営にとって非常に重要な意味を持つ事業だと私も思っておりますけれども、何と申しましても、事故の低減をますます、特に予防的な意味でこうした事故の低減を図るということが何よりも大事なことだらうと思っております。これはもちろん共済事業の範囲で行われることにとどまるものではございませんけれども、私どもの方といたしましても特定損害防止事業、あるいは、これは法律に基づくものでござりますけれども、予算措置などによりまして高被害率の事故対策事業などといふものをこれまでにもやってきておるわけでございまして、畜産振興という面から申しましても、こうした予防対策を強化するということがこれからますます重要になつてくるのではないかと考えております。

○藤原委員 今お話をございましたが、経営の大型化に伴いまして個体中心から群とか農場単位という形での予防衛生、保健衛生の指導とか教育、対策、こういったことについてより力を入れていかなればならないと思うのです。これはぜひとも大の御努力をひとつかり努めていかなければ、諸外国よりも一步も二歩も先んずる、そういう技術開発ということとともに、現在あります日本和牛の優位性というものを維持するための最

大の御努力をひとつかり努めていかなければ、諸外国よりも一步も二歩も先んずる、そういう技術開発ということとともに、現在あります日本和牛の優位性というものを維持するための最大の御努力をひとつかり努めていかなければならぬと思うのですが、この辺のことについてはどうのうにお考えなのが、最後にお聞きして終わ

りたいと思います。

○赤保谷政府委員 國際化の時代で、諸外国に競

争できる、対抗できる、そういう畜産を育てる、いろいろな面での物の考え方があると思いますが、技術の問題、生産の問題については技術の問題というものは基礎的に重要な問題だと思います。おつしやるとおりでございまして、国の試験場で基礎的な技術の研究開発をする。その応用とありますか、実用化、低コスト化、安定化、そういう面を、畜産の面でいいますと、家畜改良センターで実施している。さらに、各都道府県、地域の実情に応じてそれを実用化するというか、実情に応じた実用化試験、これをそれぞれの都道府県の試験場で役割分担を決めてやっています。生産対策において技術は基礎的な重要性を持つておる認識しております。今申し上げましたように、国の試験場、センターあるいは県の試験場、それぞの役割分担に応じてこれからもますます力を入れていくよう、私どもも努力をしてまいりたいと考えております。

○藤原委員 以上で終わります。

○高村委員長 これにて各案に対する質疑は終局いたしました。

○高村委員長 ただいま議題となつております各案中、まず、獣医師法の一部を改正する法律案について議事を進めます。

内閣提出、獣医師法の一部を改正する法律案について採決いたします。

○高村委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○高村委員長 次に、獣医療法案について議事を進めます。

○高村委員長 本件に対し、藤田スミ君から修正案が

提出されております。
修正案の提出者から趣旨の説明を求めます。藤田スミ君。

獣医療法案に対する修正案
〔本号末尾に掲載〕

○藤田(ス)委員 私は、日本共産党を代表して、獣医療法案に対し、修正の動議を提出します。

その内容は、今お手元に配付されています案文のとおりです。その趣旨と提案理由について、以下御説明申し上げます。

まず第一に、本案四条に定めている診療施設の構造設備に関しては、すべて省令にゆだねるのでなく、施設名を法案に明記しています。その理由は、診療施設の構造設備が省令に定める基準に適合しない場合には、開設者もしくは管理者に対して、都道府県知事が使用を制限、禁止し、また

は修繕、改築の命令を行なうことができるところから、新たな設備投資を強いられ、経営上、過大な負担となるおそれがあるからであります。したがって、診療施設名を明記し、あわせて国は必要な資金の確保を図り、基準に適合した施設とするために必要な経費に対しては、融通のあつせんに努めるべきと考えるからであります。

第二に、本案六条の診療施設の使用制限命令及びこれに対する修正案を括して討論に入るのであります。討論の申し出がありませんで、直ちに採決に入ります。

内閣提出、獣医療法案及びこれに対する藤田スミ君提出の修正案について採決いたします。

まず、藤田スミ君提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○高村委員長 起立総員。よって、藤田スミ君提出の修正案は否決されました。

次に、原案について採決いたします。

原案に賛成の諸君の起立を求めます。

○高村委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○高村委員長 次に、獣医療法案について議事を進めます。

この際、本案に対し、藤田スミ君から修正案が

を圧迫することがないように、企業による診療施設で營利を目的に開設している者には閉鎖命令をかけられるようになります。

第三に、本案十七条の広告の制限に関して、誇大な広告によって家畜及び愛玩動物飼養者が獣医師の選択を誤らないよう、医療法に準じて、獣医師の学位、称号は削除し、専門科名及び専門対象動物、診療施設の名称、獣医師名、診療日、診療時間、そして収容施設の有無などとするように改めています。

最後に、これら修正案の内容は、日本獣医師会および日本小動物獣医師会の皆さん長年にわたって検討され、そして要望されてきた点であることをつけ加えておきます。

以上の趣旨でありますので、委員各位の御賛同をお願いして、提案理由の説明を終わります。

○高村委員長 以上で修正案の趣旨の説明は終りました。

○高村委員長 この際、両法律案に対し、東力君及び進歩民主連合を代表して、獣医師法の一部を改正する法律案及び獣医療法案に対する附帯決議案の趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

獣医師法の一部を改正する法律案及び獣医療法案に対する附帯決議案

現行獣医師制度の発足以降、獣医師をめぐる情勢は、畜産の飛躍的拡大、食品・医薬品の安全性に対する国民の意識の高まり、さらには動物愛護や自然環境保護の思想の浸透等大きく変化し、獣医師及び獣医療に対する社会的要請は、ますます多様化・高度化している。

よつて政府は、これらの要請に的確に対応するとともに、両法律の施行に当たっては、左記事項の実現に遺憾なきを期すべきである。

一、産業動物分野において獣医師の確保が困難な地域が発生し、畜産業への影響が懸念される事態にあることに対処し、産業動物獣医療を適切に供給するため、基本方針及び都道府県計画については、畜産関係者及び獣医療関係者の意見を十分聴取し、各地域の実情に即して樹立すること。

また、地域における家畜衛生の中核的機関としての役割が期待されている家畜保健衛生所の活用等獣医療関連施設の相互連携の推進に当たっては、開業獣医師を十分に活用することにより効率的に獣医療を提供するよう配慮すること。

併せて、産業動物獣医師が農村において円

滑に獸医療を提供できる条件の整備に努めるとともに、産業動物獸医師の確保難の現状も踏まえつつ、獸医学教育の充実に努めること。

二 獣医師法の改正により明確にされた獸医師の任務を全うし、多様な社会的要請に的確に応え得るよう、開業医をはじめとする獸医師に対する研修体制の充実に努めること。また、卒後の臨床研修を円滑に実施するため研修受入体制を充実するとともに、獸医師の臨床研修への参加の円滑な推進に努めること。

三 獣医師の診療対象飼育動物については、今後とも、生産段階で疾病的治療・予防が重要な課題となっているもの及び人畜共通の伝染病で問題を惹起しているもので、特に必要な飼育動物を対象としていること。また、魚病対策の重要性にかんがみ、魚病技術者の養成及び技術の向上に一層努力すること。

四 衛生上、保安上の観点から定めることとされている診療施設の構造設備基準について

は、開設者に過大な負担を強いることのないよう配慮すること。

五 消費者に對し安全な食品を提供するため、家畜及び養殖魚への動物用医薬品の適正使用について、さらに適切に指導すること。

六 獣医師等が行う広告については、動物の飼育者の保護の觀点から、今後とも、誇大広告等によつて飼育者が選択を誤ることのないよう措置すること。

七 獣医事審議会については、臨床研修施設の指定や基本方針の策定等に際して、新たに意見を聽取ることとなることから、その委員の選任等以後の運営に当たり、広く国民の意見が反映されるよう十分配慮すること。

以上の附帯決議案の趣旨につきましては、質疑の過程等を通じて委員各位の御承知のことろと思いますので、説明は省略させていただきます。何とぞ全員の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

何とぞ全員の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。(拍手)

○高村委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。

○田名部農林水産大臣 著者の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○高村委員長 起立總員。よつて、兩法律案に対し附帯決議を付することに決しました。

○田名部農林水産大臣 この際、ただいまの附帯決議につきまして、農林水産大臣から発言を求められておりますので、これを許します。田名部農林水産大臣。

○田名部農林水産大臣 ただいまの附帯決議につきましては、決議の御趣旨を尊重いたしまして、十分検討の上、善処するよう努力してまいりたいと存じます。(拍手)

○田名部農林水産大臣 ただいまの附帯決議につきましては、決議の御趣旨を尊重いたしまして、十分検討の上、善処するよう努力してまいりたいと存じます。(拍手)

○田名部農林水産大臣 ただいまの附帯決議につきましては、決議の御趣旨を尊重いたしまして、十分検討の上、善処するよう努力してまいりたいと存じます。(拍手)

民社党及び進歩民主連合を代表して、家畜改良増殖法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案の趣旨を御説明申上げます。

家畜改良増殖法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

農業の国際化が進展する中につきまして、家畜改良増殖の促進が、畜産経営の体質強化と畜産物の安定供給を図る上での基本的な要件であることにかんがみ、政府は、本法の施行に当たり、左記事項の実現に遺憾なきを期すべきである。

記

一 我が国の家畜の能力をさらに向上させるため、各種施策を的確に推進し、受精卵移植等の新しい技術を家畜改良増殖に十分活用するとともに、国、都道府県及び農業団体等の果たすそれの役割が有機的かつ効率的に機能するよう努めること。

併せて、新しい家畜改良増殖技術の実用化を行なう家畜改良センターについて、その機能を円滑に發揮するため、引き続き努力すること。

二 家畜体内受精卵移植技術の一層の普及を図るため、採卵技術、凍結技術等の向上・普及に努めるとともに、受卵牛の選定、人口哺育等について適切な指導に努めること。

三 家畜体外受精卵移植技術の定着を図るために、受精卵の生産率を高める等の技術の向上・普及に努めるとともに、とくに卵巣と卵巣の一体性の確保、と畜場における卵巣の採取の円滑化、卵巣の衛生的な取り扱いの徹底等について万全を期すこと。

四 家畜受精卵移植技術の普及の推進に際し、特定の近縁系統への集中等家畜改良への悪影響が生ずることのないよう適切な指導を行うこと。

○高村委員長 次回は、来る二十二日水曜日午前

得るよう体制の整備に努めること。

六 家畜人工授精師の技術の向上を図るため、研修体制の整備・充実に努めること。

右決議する。

以上の附帯決議案の趣旨につきましては、質疑の経過等を通じて委員各位の御承知のことろと思

いますので、説明は省略させていただきます。

何とぞ全員の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○高村委員長 御異議なしと認めます。よつて、

○田名部農林水産大臣 この際、ただいまの附帯決議につきましては、委員長に御一任願い

たいと存じますが、御異議ありませんか。

○高村委員長 「異議なし」と呼ぶ者あり

○高村委員長 御異議なしと認めます。よつて、

○高村委員長 そのとおり決しました。

[報告書は附録に掲載]

○高村委員長 次回は、来る二十二日水曜日午前

九時五十分理事会、午前十時委員会を開会する」とし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時散会

を表示する事項

三 診療に従事する獣医師の氏名

四 診療日又は診療時間

五 収容設備の有無

獣医療法案に対する修正案

獣医療法案の一部を次のように修正する。

第四条中「診療施設」を「前項に定めるものほか、診療施設」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。
診療施設が次に掲げる施設を有する場合は、その施設は農林水産省令で定める基準に適合したものでなければならない。

一 診療室

二 手術室

三 臨床検査施設

四 エックス線装置

五 調剤所

六 消毒施設

七 給じ施設

八 給水施設

九 汚物処理施設

十 その他農林水産省令で定める施設

第六条中「第四条」を「第四条第一項若しくは第二項」に改め、同条に次の一項を加える。
都道府県知事は、前項の開設者が當利を目的としてその診療施設を開設しているときは、期間を定めて、その閉鎖を命ずることができる。

第七条第一項中「第三条」の下に「及び第十七条」を加える。
第十七条を次のように改める。
(広告の制限)

第十七条 何人も、獣医師(獣医師以外の往診診療者等を含む)の業務又は診療施設に関しては、文書その他いかなる方法によるを問わず、次に掲げる事項を除き、これを広告してはならない。

一 専門科名及び専門対象動物名
二 診療施設の名称、電話番号及び所在の場所

2 前項第三号に掲げる事項を広告するに当たつては、その獣医師が當時診療に従事しない者である場合には、その獣医師の診療日及び診療時間と併せて広告しなければならない。

3 第一項各号に掲げる事項を広告するに当たつても、獣医師の技能、治療方法、経歴又は学位に関する事項にわたってはならない。

4 第一項及び前項の規定にかかわらず、農林水産大臣が特に必要があると認めて定める事項は、これを広告することができる。この場合において、農林水産大臣は、その広告の方法についても、必要な定めをすることができる。

5 農林水産大臣は、前項の規定による定めをするに当たっては、あらかじめ、獣医事審議会の意見を聽かなければならない。

6 第一項各号に掲げる事項又は第四項の規定に基づき農林水産大臣が定める事項を広告する場合においても、その内容が虚偽にあたり、又はその方法が第四項の規定による定めに違反してはならない。

7 第十八条第一項中「第六条」を「第六条第一項若しくは第二項」に改める。

8 第二十条第一号中「第六条」を「第六条第一項若しくは第二項」に改め、同条第二号中「第十七条第一項」を「第十七条第一項から第三項まで又は第六項」に改める。

9 附則第九条を附則第十条とし、附則第三条から附則第八条までを一条ずつ繰り下げ、附則第二条の次に次の一条を加える。

(資金の確保)
10 第三条 国は、当分の間、開設者がその診療施設の構造設備を第四条第一項又は第二項の基準に適合したものとするために要する経費に充てるために必要な資金の確保又はその融通のあつせんに努めるものとする。

平成四年四月二十七日印刷

平成四年四月二十八日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局